

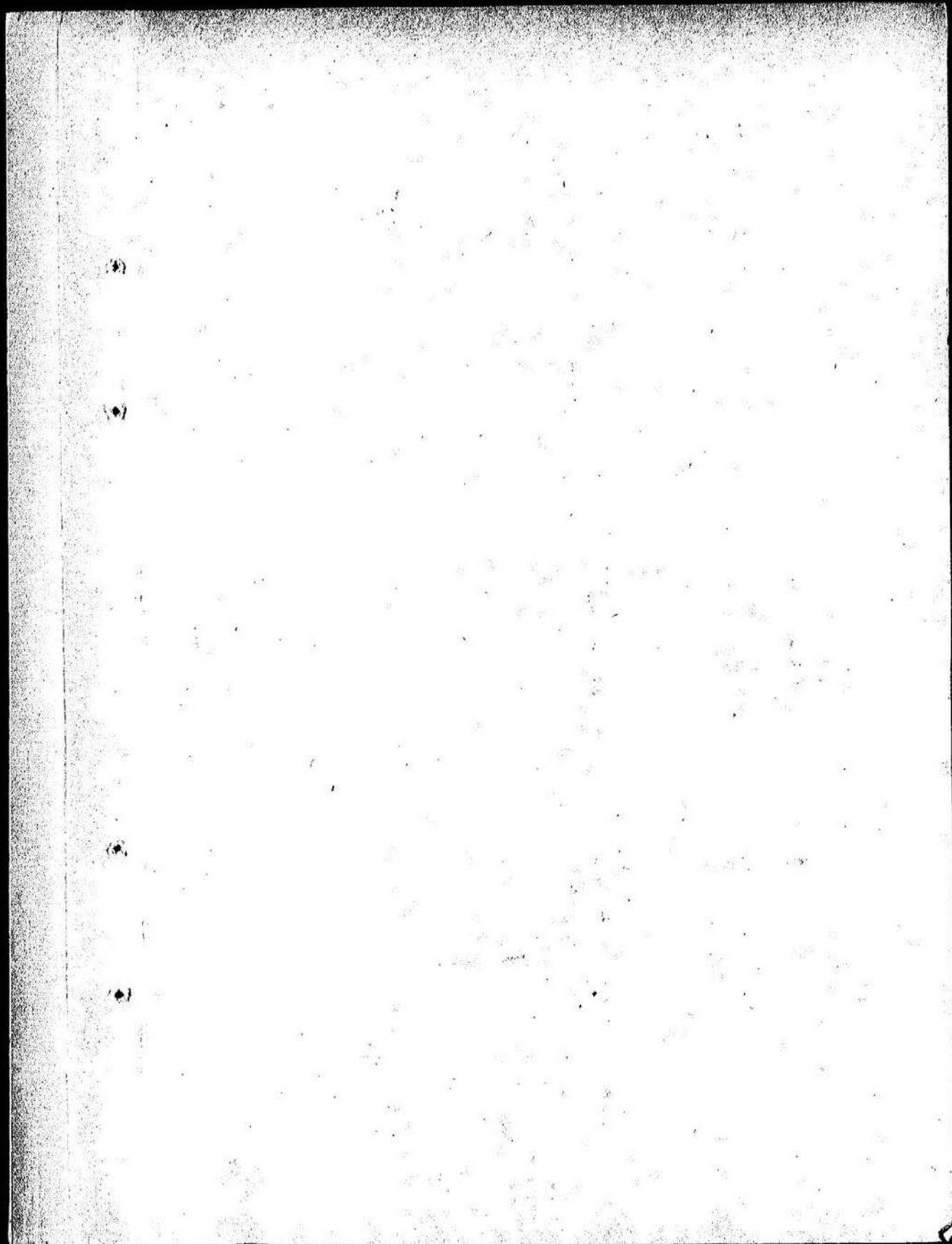


昭和二十年

新聞記事取締資料

国立公文書館	
分類	③ ④
	3 A
排架番号	15
	13-10

13-10



13-10

昭和二十一年

新聞記事取締資料

特高課

国立公文書館	
分類	② 青
配架番号	3 A 15 13-10

裏面白紙

0001
 課長課長課長
 供
 費

極秘

記事編輯上注意事項發令件

内務省警保局檢閲課
 情報局第二部第四課

月日	範圍	内容
昭和二十年 六月二十六日	全國主要官社	ラウルル大統領、動靜ニ關シ テハ當局發表又ハ承認記事以 外之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記 事編輯上御注意相成度

新島日報
 光永達齋

20680

L. Gruel

Handwritten signature or initials in a circle.

政治五號ノ五

もとより大都市と地方都市とではその構成、人口密度等全く異つてをり、従つて防空活動の重點も當然相違したものであることは自明である。即ち大都市にあつては家屋の密集による延焼の可能性が濃厚であることは否定し得ないが、地方都市ではこの條件が非常に局限されてゐる。また初期消火の成否を決し延焼防止の鍵とも云ふべき「水」の問題も大都市は限られた水槽と小さな蛇口から流れ出る水道にまつたかはないが、地方都市はこの點川があり、又掘り抜き井戸と所によつては水道をも併用し得るといふ絶対好條件に恵まれてゐる。さらに兩者を決定的に異らしめてゐるものは避難場所の有無である。大都市の場合は情勢如何によつては各所の火勢が合流して一瞬周圍を包圍し



0002

第 種 書

第

號

按 起 昭

20 年

6 月

26 日

發 決 昭

20 年

6 月

26 日

校 淨 主 任

Professor Director of
Hiroshima Prefecture

警察部長

特務課長

課長

課員

電話室

年月日

警察部長

新潟警察署長宛

新聞記事取締ニ関スル件

左記ノ通告片下新潟日報社ニ示達セラルハシ

ラウレル大領領ノ動靜ニ関スルハ當局奈表

又ニ承認記事以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載

也如儿样记事始辨上御注意相成度

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

新編

0004

報 電 0003

電報通則

第 種 目 書

檢 別

第 三 號

發 起 和 昭

廿 七 月 七 日

發 決 和 昭

20 年 7 月 7 日 淨 校

任 主

五〇八二

イリ六五

ナハムニハコニ

ニイガ タケンケイサツブ テサ

至急

417



長

(シト)(オモ)ラウレルダ イトウリヨウノド ウセイニカン

シテハトウキヨクハツピ ヤウマタハシヨウニンキシイガイ

フケ(一)ナロ

CA 26

3 4 1

0064

第 種 書

檢 察 官

第 三 二 號

起 昭 和

廿 七 月 七 日

決 昭 和

20 年 7 月 7 日

淨 校

主 任

知 事

警 察 部 長

特 高 課 長

課 員

電 話 案

年 月 日

壽 邦 志 常 木

警 察 部 長

新 潟 警 察 署 長 宛

新 聞 記 事 取 締 三 間 スル 件

左 記 通 管 下 新 潟 日 報 社 通 承 達 セ 之 べシ

記

五月九日附ヲ以テ不揚、氣方申入レ置キタル赤軍

ニ依リ救出セラレタル邦人ノ歸朝、護ニ送リテハ来ル

七月九日附朝刊ヨリ事前檢閲ヲ受ケタル上揚載

差支ハ無シ

0006

第
種
目
書

毛
第
三
五
號

按
起
和
昭

永
年
七
月
八
日

發
和
昭

年
年
月
月
日
日
校
澄

任
主

0005

至
急
官
報

282



イ
イ
ニ
イ
ガ
タ
ン
ケ
イ
サ
ツ
フ
テ
ウ

ナ
ナ
シ
セ
ン
ケ
ン
エ
ツ
ヨ
ウ
ケ
タル
ウ
ヘ
ケ
イ
サ
イ
サ
シ
ツ
カ
ヘ
コ
レ
ナ
シ
ル
キ
チ
ヨ
ウ
タ
ン
ニ
カ
ン
シ
テ
ハ
キ
タル
セ
ツ
キ
九
ヒ
ツ
ケ
チ
ヨ
ウ
カ
ン
ヨ
リ
レ
オ
キ
タル
セ
キ
ク
ン
ニ
ヨ
リ
キ
ユ
ウ
シ
ユ
ツ
セ
ラ
レ
タル
ホ
ウ
シ
ン
ノ
（
シ
ト
）
（
オ
モ
）
五
ツ
キ
九
ヒ
ツ
ケ
ヲ
モ
ツ
テ
フ
ケ
イ
サ
イ
カ
タ
モ
ウ
シ
イ

112

Handwritten notes and signatures at the bottom of the document.

め
く
れ
ず

9300

第 三 三 號

起 照 亦 年 七 月 八 日 發 和 年 月 日 故 任 非

警 察 部 長

警 署 課 長

員

電 話 案

警 署 課 長

警 察 部 長 署

年 月 日

新 報 警 署 署 長 死

新聞記事取錄二項
在記 通管下新報社電話通達心(一)
近 各地方總監府二於通管下大都市司中都市

20.2.16

米 124
R242

6.9.97

市 四 級 級
平 級 級 六 分 級 升

04.2
2.4.8.12
05.2.11
13.8.2.1.00

1.4.91

消防部員ノ派遣ヲ緊急措置セラルニ趣キルガ
本件ニ関シテハ派遣自動車ノ台數ヲ必要員
數ヲ新聞紙ニ掲載セラル様記事編輯上御注意
相成テ

消防部員ノ派遣ニ関スル

以上

消防部員ノ派遣ニ関スル

消防部員ノ派遣ニ関スル

消防部員ノ派遣ニ関スル

消防部員ノ派遣ニ関スル

消防部員ノ派遣ニ関スル

0008

秘

証簿編輯上注意事項解條件

内務省警保局檢問課
情報局第二部第四課

範圖

内

容

0007

官報

334



五六四 二イガタ
リム 一ニハ ナイム 七五 コミ
ケイサツブ テウ

(シト) (オセ) テカク、カク、テホウサウカンフニオイテカンクダイ
トシヨリテユウトンニタイシセウホ ウフイノハケンカタキキ
ユウソテゼラルルオモムヤナルガ ホンケンニカンシテハハケンシ
ド ウシマホ ンラ ダ イクウアラビ ニコレガ ヨウイヌハ
フカ) ナア

白鳥 長

785 15

置タル
朝前
リ

20711

供 0008

記事編輯上注意事項解除件

内務省警保局檢問課
情報局第二部第四課

月 日

範圍

内容

容

昭和二十年
七月七日

全国主要日
刊社
主要通信社
主要雑誌社

五月九日附ヲ以テ不掲載方申入置タル
赤澤ニヨリ救出セラレタル邦人ノ帰朝談
ニ関シテハ未ル七月九日附朝刊ヨリ事前
檢閲ヲ受ケタル上掲載差支無之

新報社

20711

めくれず

内外... 三... 六月廿六日

夏の衛生

子供の様子に
注意しませう

これから子供の病気が出る頃です。小言、熱に
いひので三十八度位の熱でも平気で寝んである
合がめりますから周囲の人、心細いので注意を
要です。一般に小児の病気が起ると急いで出る危
険なものが多いため油断がなりません。取り返し
のつかない様なことにもなりがちです
急に元気がなくなつて何となくダレさうにゴロゴ
ロして居る様なときは既に早急醫師の診察を受け
ます

その際若し高熱がみれば幼児や、水は、冷やして
七、八才以上の子供では氷嚢、冷たい水で冷やし
、安静にしてさせます
お粥とか、食料は、消化されることがわかつてゐる
ときにはヒマシ、と炭酸とに上つて胃腸内の検査

0009

	部長	供
	課長	覽
	課係	任主
	係	

昭和二十年七月九日現在

新聞記事掲載禁止制限事項調

情報局省警保二部第四課



一 國家總動員關係記事掲載禁止示違事項

二 新聞記事差止（内務省差止）事項

三 主要ナル記事編輯上注意事項

三四

二七

國家勳章與關係記事揭載禁止示違事項(總動員示違)

目次

昭和年月日	件名	頁
昭和六年一月一日	自家用保有米ノ一人當リ標準數量其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	米穀出左高及同幣給付其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	石油ノ輸入及輸出ノ他海外石油資源ノ獲得ノ懸念ニ關スル件	一
同六年一月一日	國幣兌換率ノ計畫並ニ其ノ交渉其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	民間航空機ノ計畫ニ關スル件	一
同六年一月一日	文藝團體及對テル帝國政府ノ措置其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	海外ノ金融ノ整理並ニ其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	日支關係調整ノ根本方針ノ内容ニ關スル件	一
同六年一月一日	抑留人ノ標準及待遇並ニ其ノ他ニ關スル件	一
同六年一月一日	戸モンハンノ停業決定ノ実施ニ關スル件	一
同六年一月一日	日清兩國ノ村莊間運輸出入貿易ニ關スル件	一
同六年一月一日	日越三國條約ニ基ク混合事內委員會設立其ノ他ニ關スル件	一

一〇九九八八七七七六五五頁

昭和六年三月一日	日華基本條約等ノ締結ニ至レル経緯内容其ノ他ニ關スル件	一
同六年三月一日	日支ニ於ケル幣制ニ關シテ帝國政府ノ意向ニ關スル件	一
同六年四月一日	日ソノ間ノ通商其ノ他ノ交渉ノ経過内容等ニ關スル件	一
同六年八月一日	朝鮮海峽通過並ニ其ノ他ニ關スル件	一
同六年八月一日	我國定期航路ニ關スル路線ノ變更外ニ其ノ他ニ關スル件	一
同六年八月一日	新内外航路就航船隻並ニ其ノ他ニ關スル件	一
同六年八月一日	棉花關係並ニ左荷數量ニ關スル件	一
同六年八月一日	大陸亞建設會議ノ召集ノ日等ニ關スル件	一
同六年八月一日	炭礦整備ニ關スル件	一
同六年八月一日	日独及日ソ伊向ニ於ケル經濟協力ニ關スル交渉ニ關スル件	一
同六年八月一日	錫礦業ノ整備ニ關スル件	一
同六年八月一日	航空隊完体制ノ整備ニ關スル件	一
同六年八月一日	佛印ニ於ケル日佛印交渉ノ内容ニ關スル件	一

一六六一五五四四三二二一一

和文	在支款處理ニ關シ具體的方針措置ニ關シ件	一七
同	國有鐵道地方鐵道等ノ撤去ヲ爲スル線路ノ名稱其他關シ件	一八
同	緊急物價對策ニ係ル價格調整物價等ノ整理ニ關シ件	二二
同	工業部内ノ企業整備ニ關シ件	二二
同	聯銀券儲備及豫銀券發行高許數ニ關シ件	二二
同	支拂官及公債之募集勸諭ノ輸入價格ノ調整ニ關シ件	二三
同	臨時鐵鋼増產協議會關シ件	二三
同	内地朝鮮肉畜車輦等ノ具體的計畫ニ關シ件	二四
同	軍需戰車指圖ノ修訂等ノ梅成會場開催ノ事實其他關シ件	二四
同	輕金屬工業ノ調査及原料供給ニ關シ件	二五
同	アルミニウムノ緊急動員ニ關シ件	二五
同	政府ノ管理又及監督ニ係ル工場事業場ノ新設移転等關シ件	二六
同	政府ノ管理又及監督ニ係ル工場事業場ノ閉鎖等關シ件	二六

國家總動員關係事項或禁止事項表

示 達 事 項	解除表	解除表事項
<p>昭和十六年六月六日 農商省及地方農會ノ定ムル自家 消費ノ一人當リ標準數量並ニ右數 額以下ノ米ノ消費率ハ之ヲ 檢知シタルガ如キ事項上野當局 及表以テ一切</p>	<p>昭和十六年六月六日 米穀及米穀類ノ消費標準 米穀及米穀類ノ政府供給額及 買上標準同額米穀類ノ消費 及米穀類ノ消費標準及米穀類 ノ消費標準ノ修正等關シ件 (見込ニ關スルモノハ合入)</p>	<p>本表數ニ於テ於ケル米穀ノ 政府供給額ハ四千萬石 石ナル旨ノ農商省表下リ 昭和十八年産米ノ政府買上匯 拂額六千四百萬石ノ概算計書 及米穀類ノ消費標準平均一〇〇。〇ハ パナマニ關シタル旨ノ農商 省表下リ</p>

昭和六、三、五	日滿兩國ノ対極軸國輸出入貿易ニ關ス		
昭和六、三、五 東京大阪慶知 福岡各主要日 刊社及外字社	抑留又ハ漂流蘇聯ノ船舶及乗組員並 ニ帝國領土ノ越境蘇聯人ニ關スル事 項ハ當局発表以外一切	昭和 一六、六、六	五月廿八日以來滿蒙兩國代表「チタ ニ會合商議ノ結果六月廿七日ヨリ 現地作業ヲ開始スルコト、ナリタ ル旨ノ情報局発表アリ 現地作業ハ八月十五日完了シ各種 文書作成、タメ九月廿二日ヨリ ハルビンニ於テ會合スルコト、 ナリタル旨ノ共同「コムミニニケ」 ノ発表アリ
昭和六、三、五 東京大阪慶知 福岡各主要日 刊社及外字社	「モンハン」停戦協定ノ實施ニ關シ テハ當局発表以外一切 (昭和六、五、一六) 滿蒙國境剛定會談ニ關聯スル記事 ハ本件亦重要事項ニ抵觸ス	昭和 一六、八、二〇	

昭和六、三、五 全國主要日刊社 綜合雜誌社	昭和十三年十月廿八日內閣議ニ附議スルニ 是ハ關係調整ノ根本方針ノ内容ヲ示シテ之ヲ推 知セムルカ如キ重要ノ點ハ內閣発表以外一切 詳細ニハ省略スル		(昭和十三年十二月廿二日日滿關係調整 ノ根本方針)ニ關シテ是レハ內閣発表ニ 詳細ニハ省略スル
昭和六、三、五 全國主要日刊社 綜合雜誌社 濟新報雜誌社	昭和十二年一月以降ニ於ケル左記事項ニ 關スル記事ハ當局発表以外一切 記 一 海外ノ金銀ノ現送及之ガ處分ニ關ス ル事項 二 全國又ハ地方(内地ニ於ケル都道府縣 朝鮮ニ於ケル道・台灣・樺太・南東州 及此等ニ準ズル範圍以上ノ區域並ニ 東京・京都・名古屋・横浜・神戸ノ 各都市及此等ノニ以上ノ區域ヲ謂 フ)ヲ單位トスル (1) 金銀ノ買入數量及金額(割 増金額ヲ含ム)並ニ今後ニ於 ケル豫想數量及金額 (2) 金銀在高位(數量及金額) (3) 銀ノ生産數量及金額(今後ニ 於ケル豫想數量及金額ヲ含 ム)		(昭和十二年年度及昭和十三 年度ニ於ケル金ノ現送金額ニ 關シテハ大藏當局ノ公表アリ)

<p>昭和天 三二五 合則主要刊 綜合主要刊 新新聞社</p>	<p>昭和天 三二五 合則主要刊 綜合主要刊 新新聞社</p>
<p>此天於ケル特制ニ關スル帝國政府 ノ意向ニ付テハ當局発表以外一切</p>	<p>日華基本條約及日滿華共同宣言締結 後ノ交渉内容並ニ右條約ニ基ク今 ガ如キ内容トハ當局発表以外一切</p>
<p>昭和 一五 三三</p>	<p>昭和 一六 三三</p>
<p>四月一日以降中南支ニ於ケル軍票 ノ流通發行ヲ廢止シ即廢金ニ支 出並ニ銀行預金ノ貸出ニ爲替平 ノ支拂ハ原則トシテ軍票ヲ使用 セス總テ儲蓄券ニ依ルコトトシ タル旨ノ大東亞大臣談及大藏 當局談ノ発表アリ 對支爲替政策ニ關スル情報局 発表アリ</p>	<p>着ヨリ米英ニ對スル日独伊三國 及其ノ英國ノ共同競争完遂前 スル諸方策ニ關シ意見ノ兩陣ア リ協議ノ結果完全ナル意見ノ 一致ヲ見タル旨ノ情報局発表 アリ</p>

<p>昭和天 三二五 合則主要刊 綜合主要刊 新新聞社</p>	<p>昭和天 三二五 合則主要刊 綜合主要刊 新新聞社</p>
<p>日華基本條約ニ基ク混合專門委 員會ノ設立及事業並ニ第三國ノ本條約 ノ加入ニ關シテハ當局発表以外一切</p>	<p>日華基本條約ニ基ク混合專門委 員會ノ設立及事業並ニ第三國ノ本條約 ノ加入ニ關シテハ當局発表以外一切</p>
<p>昭和 一五 四三</p>	<p>昭和 一六 三三</p>
<p>本日内閣總理大臣官舎ニ於テ混 合專門委員會南支ニ關シテ 「マニア」「スロバキア」「ハンガリ 「ブルガリア」「ユーゴスラビア」 「クロアチア」各國ノ三國條約加 入ニ關シテ當局発表アリ 本日本東京ニ於テ混合專門委員 會ヲ組織シ共同ノ敵ニ對スル日独 伊三國間ノ協力ニ關シテ重要 諸問題ノ上程討論シ完全ナル 意見ノ一致ヲ見タル旨ノ情報局表 発表アリ</p>	<p>(混合專門委員會)設立及「ル 「マニア」「スロバキア」「ハンガリ 「ブルガリア」「ユーゴスラビア」 「クロアチア」各國ノ三國條約加 入ニ關シテ當局発表アリ 本日本東京ニ於テ混合專門委員 會ヲ組織シ共同ノ敵ニ對スル日独 伊三國間ノ協力ニ關シテ重要 諸問題ノ上程討論シ完全ナル 意見ノ一致ヲ見タル旨ノ情報局表 発表アリ</p>



<p>公刊主要月刊社 綜合月刊社 洋新聞社 新報社 肉産誌社</p>	<p>昭和二一、一、一〇 二二、一、一三、一四 三、一、一六、一七 三、一、一九、二〇 三、一、二二、二三 三、一、二五、二六 三、一、二八、二九 三、一、三一、三二 三、二、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>大東亞建設局 南スル事項ハ當局発表以外一切</p>	<p>八當局発表以外一切 一就船期、引揚及配船、変更ニ關スル方 針並ニ措置 二就船期、引揚、配船、変更、運航、運送</p>	<p>昭和 八七、八</p>	<p>内(防衛海軍)ニ接統スルモノヲ 除ク)ニ於ケル事項ハ之ヲ解除 ス 七月十五日ヨリ博多、釜山間ニ鉄道 省管線路ヲ開設スルコト、 ナリタル旨ノ鉄道省発表アリ</p>
<p>棉花綿糸布、昭和十五年一月一日以 降ニ於ケル在庫数量ニ關スル記事 ハ當局発表以外一切</p>	<p>大東亞建設局 南スル事項ハ當局発表以外一切</p>	<p>昭和 一七、五、四</p>	<p>昭和 一七、五、四</p>	<p>第一回總會南催ニ關スル情報局 発表アリ 第二回總會南催ニ關スル情報 局発表及審議概要ニ關シ、 本報記者長談、發表アリ 第三回總會南催ニ關シ前同要 領ノ発表アリ 第四回總會南催ニ關シ前同要</p>	

<p>昭和二一、一、一〇 二二、一、一三、一四 三、一、一六、一七 三、一、一九、二〇 三、一、二二、二三 三、一、二五、二六 三、一、二八、二九 三、一、三一、三二 三、二、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>炭鑛整理ニ關スル事項ハ當局発表 以外一切</p>	<p>昭和 八、四、一</p>	<p>商工省ヨリ炭鑛整理ニ關スル実 施要綱ノ発表アリ 商工省ヨリ炭鑛整理ニ關シ、 ノ発表アリ、東京新聞ヨリ、 炭鑛整理ニ關シ、 合ニ關スル発表アリ</p>
<p>昭和二一、一、一〇 二二、一、一三、一四 三、一、一六、一七 三、一、一九、二〇 三、一、二二、二三 三、一、二五、二六 三、一、二八、二九 三、一、三一、三二 三、二、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>日産及日印間ニ於ケル経済協力 ニ關シ、 ハ當局発表以</p>	<p>昭和 八、一、二</p>	<p>経済協力ニ關スル日本、独 逸、南協定及日本、獨 逸、南協定、 リヤ、 國協協定、 立、 一月廿</p>

新經濟新聞社

昭和七、一、二七
全國主要新聞社
綜合並主
學經濟新聞
雜誌社
新經濟新聞社

錫鑛業の整理ニ關シテハ當局発表以外一切

航空研究大綱、整備ニ關スル左記等
項ハ當局発表以外一切

一、航空研究大綱整備計畫ニ於ケル
計畫年度並ニ目標ハ價值ヲ含ム
二、政府助成豫定機材檢査ノ名稱
並ニ之ガ構成内容

佛印ニ於ケル日佛印共同ニ關スル内容ニ關
スル記事ハ當局発表以外一切

日ハルリン及「ロ」マニ於テ大
々調印ヲ見タル旨ノ情報局表
表アリ

日佛印貿易ノ本年度實行取
極ニ關スル交渉中ニ佛印表

全國主要新聞社
綜合並主
政治外交新聞
新經濟新聞社

昭和八、一、二六
全國主要新聞社
綜合並主
社會新聞

左記敵産處理ニ關スル具體的方針並ニ
措置ニ付テハ當局発表以外一切

昭和
八、三、四

昭和
八、六、九

昭和
八、三、五

昭和
八、二、八

及玉蜀黍ノ対日供給ニ關スル
意見ノ一致ヲ見、一月廿五日其
取極ニ署名ヲ了シタル旨ノ大
東亞省當局談ノ発表アリ、
一九四三年ニ於ケル佛印産品ノ
對日輸出ニ關スル取極成立シ
本日ガ署名ヲ了シタル旨ノ
日佛印共同ニ關スルニケルノ
発表アリ、
日本産品ノ対佛印供給ニ關ス
ル実行取極ノ署名ヲ見ルコト
リタル旨ノ大東亞省當局談
ノ発表アリ、
一九四四年ニ於ケル佛印及日
本間ノ交易ニ關スル取極ノ調
印ヲ了シタル旨ノ日佛印共同
聲明ノ発表アリ、
主要ナル在光敵産中ノ干餘件
ヲ共ニ國民政府ニ移管スルコ
ト、シ、本日其ノ手續ヲ了シ
タル旨ノ情報局発表アリ

新報社

昭和八、四、四
全國主要新聞社
主要通信社
合並主要新聞社
新報社
新報社

昭和八、四、四
全國主要新聞社

國有鐵道地方鐵道軌道及索道中
之件ノ施設ノ概況並ニ撤去後ノ対策
ニ關シテハ當局発表以外一切

緊急物價対策ニ依リ價格調整
給金(補助金)補助金生産獎

昭和
一八、六、三〇

昭和
一八、六、四

昭和
一八、九、九

昭和
一八、三、三〇

日本軍ニ於テ管理シタリタル
中國側工場(舊敵産)廿
四工場、返還ニ關スル大使館
當局発表アリ
自今現地大使館ニ於ケル發表
(大使館發表及大使館當局
談)ニ當局発表ト看做ス

有馬線(兵庫縣)牟婁線古
庄支線(徳島縣)四川線庄
支線(高知縣)ノ三線ノ營
業ヲ六月末日限り休止スルコト、
ナリタル旨、鐵道省発表アリ
東京競馬場前線(東京都)
及橋場線(岩手縣)ノ運
輸營業ヲ九月三十日限り止
シニ伴フ不要施設ノ取用並ニ
休止後ノ輸送対策ニ關スル軍
需信省発表アリ

電氣銅、價格調整(國庫
補助金)交付ニ依ル生産者

主要通信社
合並主要通信社
新報社
新報社

獎金ヲ含ム)ヲ交付シ又ハ價格報
奨ヲ爲スベキ物資ノ範圍及其金
額ニ付テハ當局発表以外一切

昭和
一八、四、三〇

昭和
一八、四、三〇

昭和
一八、七、三〇

昭和
一八、七、三〇

昭和
一八、七、三〇

價格ノ引上げ)ニ關スル商省
発表アリ(金額明示)
昭和十八年産米價格対策(生産
者價格並ニ米價價格ノ引上げ)
ニ關スル情報局発表アリ(金
額明示)
普通鋼、材及半製品、價格調整
(國庫補助金)交付ニ依ル生産
者ニ對スル適正價格ノ保障)ニ關
スル商省発表アリ
綿糸、價格調整ニ關スル情報局
発表アリ(金額明示)
藁工、自給)ノ價格
訂ニ關スル農林省発表アリ(藁
工品ハ率、稻藁ハ金額明示)
麥類ノ賣渡價格引上げニ關スル
農林省発表アリ(金額明示)
精麥ノ小売價格引上げニ關スル農
林省発表アリ(金額明示)
重要肥料(硫酸石灰)價格調整(國
庫補助金)交付ニ依ル生産者價

25

昭和五、四、
昭和十九年産麦類二斗ス
ル供出奨励金交付ニ關スル情
報局彙表アリ

昭和八、四、
軍需省ヨリ電氣銅ノ生産
者價格ヲ改訂四月一日ニ關
及実施スル旨ノ彙表アリ

昭和八、三、
軍需省ヨリ左改訂額（一斗
當五千圓）ノ彙表アリ

昭和八、三、
格引上げニ關スル農林省彙表アリ
（金額明示）
新彙價格調整（政府買入價
格引上）ニ關スル農林省彙表ア
リ（木炭ハ率、薪ハ金額明示）

昭和八、三、
石炭礦業、銅鑛業、化學肥料工
業及造船工業ニ對シ特別價格
報奨制度ヲ実施スルコトナ
リ、タル旨ノ情報局彙表アリ

昭和六、三、
鉛、亜鉛、鐵、鋼及砂鐵ニ對スル特
別價格報奨制度實施ニ關スル
軍需省彙表アリ

昭和六、一、
輕金屬（「アルミニウム」「アルミニウム
」「マグネシウム」）水晶石及弗化
コアルミニウム」ノ特別價格報
奨制度實施ニ關スル軍需省彙
表アリ

昭和五、三、
鉛、亞鉛ノ生産者價格ノ引上（平
均三割九分）ニ關スル軍需省
彙表アリ

昭和四、三、
米穀ノ増産及供出奨励ニ關ス
ル特別措置ニ付情報局彙表
アリ



昭和八、五三、
 (六六)改訂
 (六六)改訂
 全國主要月刊
 社主要通信
 社綜合並主
 要經濟新聞
 華英社關係
 業界新聞雜
 誌社

工業部門、企業整備三關スル左記
 事項、當局発表以外一切
 記
 一、第一種、第二種、第三種各部門別、
 整備、対象トナル業種、全貌
 二、整備、対象トナル労働者及工場
 總數、並ニ目標整備率、及見込
 備時、操業、保有、取用、廢止、率
 及各該當工場數(全國及道府縣
 別共)

昭和八、七、一五、
 (一九)追加
 全國主要月刊
 主要通信社、主
 要經濟新聞
 華英社、金融
 界新聞雜
 誌社

中國聯合準備銀行及中央儲備
 銀行並ニ蒙疆銀行、兌換券發
 行高計數ニ付テハ當局発表以外
 一切

昭和八、一〇、二二、
 全國主要月刊
 格、調整、三、輸入、輸出、貨
 物、資、別、輸、出、入、差

綜合並主
 要經濟新聞
 華英社關係
 業界新聞雜
 誌社

本金額及準備金額並ニ付テハ
 當局発表以外一切

昭和九、一、一八、
 全國主要月刊
 主要通信社、主
 要經濟新聞
 華英社關係
 業界新聞雜
 誌社

臨時鐵鋼増產協議會、兩、三、事項
 當局発表以外一切

昭和九、六、一五、
 全國主要月刊
 主要通信社、主
 要經濟新聞
 華英社關係
 業界新聞雜
 誌社

内地朝鮮兩貨車輸送、具體的計畫
 兩、三、事項、當局(朝鮮總督府
 及合人)発表以外一切

昭和九、八、五
全國主要月刊
社至要通信
社綜合並
社外交經濟附
社新肉雜

最高戰爭指導會議及大本營政府
情報交換二開スル會議ノ構成
會議前催ノ事實會議ニ附議ニ志
心ノ事項及會議ノ内容ニ關シテハ
當局発表又ハ當局ノ承認シタルモノ
以外一切

昭和
六、四

最高戰爭指導會議、構成ニ
關シテ六月十四日ノ内閣記者田
ノ會見ノ際總理ヨリ發表ヤリ

昭和九、一、三
國主要月刊
社至要通信
社綜合並
社新肉雜

輕金屬工業ノ國產原料ノ取換ニ關ス
ル左記事項ハ當局発表以外一切
一從來「ボークサイト」ヲ使用シ「ア
ル」輕金屬工業ノ國產原料取換計
画及之が実施状況
二礬土頁岩及礬石ノ輕金屬用トシ
テ前次供給及需要ノ計画並ニ之が實
施状況
三礬土頁岩苛性ソーダノ溶融法及
明礬石「マグネサイト」處理法ノ研究
内容並ニ之が実施状況

昭和六、一、三
國主要月刊
社至要通信
社綜合並
社新肉雜

アルミニウム緊急動員ニ關スル記事
ハ當局発表以外一切

昭和六、一、四
全國主要月刊
社至要通信
社綜合並
社新肉雜

政府ノ管理又ハ監督ニ係ル工場事業
場ノ新設、移轉、疎開又ハ地下建設ニ
關スル左記事項並ニ昭和十九年一月一日
以降新設、移轉又ハ疎開ヲ爲シタル
政府ノ管理又ハ監督ニ係ル工場事業
場ノ名称及所在地ニ付テハ當局発表ノ
外一切

昭和六、一、四
全國主要月刊
社至要通信
社綜合並
社新肉雜

政府ノ管理又ハ監督ニ係ル工場事業
場ノ新設、移轉、疎開又ハ地下建設ニ
關スル左記事項並ニ昭和十九年一月一日
以降新設、移轉又ハ疎開ヲ爲シタル
政府ノ管理又ハ監督ニ係ル工場事業
場ノ名称及所在地ニ付テハ當局発表ノ
外一切

新聞記事差止(内務省差止)事項

主務官事務
及長官一切

一名前中所在地不明示元個所
 一 所在地不明示府際程度少左
 一 生産三層(一)所屬会社名(現全
 一 月(一)モ(ハ)差去ナレ(一)定生
 一 生産能力(生産予定額
 一 生産計画以上ノ判定資料
 一 生産設備内及技術者又ハ
 一 生産者数
 一 管理又ハ監督ニ關スル事項

昭和年月日	件次	頁
昭和二、八、七	間謀行爲被疑事件檢挙ニ關スル件	二九
同二、九、三	治安維持法違反被疑事件檢挙ニ關スル件	三〇
同二、九、八	皇太后陛下、皇族、王公族ノ行幸啓御成ニ關スル件	三一
同二、九、九	治安維持法違反被疑事件檢挙ニ關スル件	三二
同二、三、三	敵國人ノ抑留ニ關スル件	三二
同二、四、六	基督教三教會ニ對スル結社禁止其ノ他ニ關スル件	三二
同二、九、三	皇道翼賛青年聯盟關係者ノ檢挙ニ關スル件	三二
同二、九、三	勸業まこと心共ニ他ノ中心分子ノ不穩計画事件檢挙ニ關スル件	三三
同二、四、三	勸業まこと心共ニ及維新公論社ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル件	三三
同二、四、三	大日本勸業同志會ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル件	三三
同二、六、三	第七日基督教再臨國ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル件	三三

昭和年月日	差止事項	解除年月日	解除事項
昭和二、八、七	間謀行爲被疑事件檢挙ニ關スル一切ノ記事	昭和二、九、三	神戶憲兵分隊ニ於テ檢挙ニ關スル事件ノ間謀行爲被疑事件ノ解除
昭和二、九、三	治安維持法違反被疑事件檢挙ニ關スル一切ノ記事	昭和二、九、三	神戶憲兵分隊ニ於テ檢挙ニ關スル事件ノ間謀行爲被疑事件ノ解除
昭和二、九、八	皇太后陛下、皇族、王公族ノ行幸啓御成ニ關スル記事	昭和二、九、八	皇太后陛下、皇族、王公族ノ行幸啓御成ニ關スル記事ノ解除
昭和二、九、九	治安維持法違反被疑事件檢挙ニ關スル一切ノ記事	昭和二、九、九	治安維持法違反被疑事件檢挙ニ關スル一切ノ記事ノ解除
昭和二、三、三	敵國人ノ抑留ニ關スル記事	昭和二、三、三	敵國人ノ抑留ニ關スル記事ノ解除
昭和二、四、六	基督教三教會ニ對スル結社禁止其ノ他ニ關スル記事	昭和二、四、六	基督教三教會ニ對スル結社禁止其ノ他ニ關スル記事ノ解除
昭和二、九、三	皇道翼賛青年聯盟關係者ノ檢挙ニ關スル記事	昭和二、九、三	皇道翼賛青年聯盟關係者ノ檢挙ニ關スル記事ノ解除
昭和二、九、三	勸業まこと心共ニ他ノ中心分子ノ不穩計画事件檢挙ニ關スル記事	昭和二、九、三	勸業まこと心共ニ他ノ中心分子ノ不穩計画事件檢挙ニ關スル記事ノ解除
昭和二、四、三	勸業まこと心共ニ及維新公論社ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事	昭和二、四、三	勸業まこと心共ニ及維新公論社ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事ノ解除
昭和二、四、三	大日本勸業同志會ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事	昭和二、四、三	大日本勸業同志會ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事ノ解除
昭和二、六、三	第七日基督教再臨國ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事	昭和二、六、三	第七日基督教再臨國ニ對スル結社禁止処分等ニ關スル記事ノ解除

昭和三年九月三
日
本國主要日刊

本月十三日於東京著手シタル治安維持法違反被疑事件ニ關スル記事一切

昭和三年九月三

本日東京憲兵隊ニ於テ檢査シタル事件ハ本差止ニ抵觸ス

昭和三年九月三

本日檢査著手シタル燈台社一取治安維持法違反被疑事件ニ關スル記事ハ本差止ニ抵觸ス

昭和三年九月三

本日檢査著手シタル新協劇團並ニ新築地劇團ニ關スル記事及ニ關聯スル一切ノ記事ハ本差止ニ抵觸ス

昭和三年九月三

燈台社ノ結社禁止並ニ關聯スル事項ハ本差止ニ抵觸ス

昭和三年九月三

本日警視廳及茨城府本西縣下ニ於テ檢査著手シタル朝鮮人治安維持

昭和三年九月三

本月十九日檢査著手シタル新協劇團並ニ新築地劇團ニ關スル記事及ニ關聯スル一切ノ記事ハ本差止ニ抵觸ス

昭和三年九月三
日
本國主要日刊

天皇、皇族、皇太后陛下、皇太子殿下、皇族、王族、公族、行幸者並ニ御座リニ關スル記事ハ當局發表以外一切

昭和三年九月三
日
本國主要日刊

特法違反被疑事件ニ關スル記事ハ本差止ニ抵觸ス
昭和三年九月三
日
本國主要日刊

昭和三年九月三

天皇、皇太后陛下、皇太子殿下、皇族、王族、公族、行幸者並ニ御座リニ關スル記事ハ當局發表以外一切

<p>昭和九、一〇、三〇 全國主要日刊 社 主要通信</p>	<p>昭和九、四、三〇 全國主要日刊 社 主要通信</p>	<p>昭和九、三、一五 全國主要日刊 社 主要通信</p>	<p>昭和八、一〇、三〇 全國主要日刊 社 主要通信</p>
<p>第七日基督再臨團ニ対スル結社禁止 処分並ニ之ニ關聯スル事項ハ一切</p>	<p>大日本勤皇同志會ニ對スル結社禁止 処分並ニ之ニ關聯スル事項ハ一切</p>	<p>勤皇マニトモスル公及維新公論社ニ 對スル結社禁止処分並ニ之ニ關聯ス ル事項ハ一切</p>	<p>勤皇マニトモスル公東方同志會並ニ大日 本勤皇同志會中心分子ノ不穩計畫事 件檢察ニ關スル記事ハ一切</p>

<p>昭和六、一、三〇 全國主要日刊 社</p>	<p>昭和六、三、三〇 全國主要日刊 社</p>	<p>昭和六、四、六 全國主要日刊 社 主要通信 宗教關係新聞 旬雜誌社</p>	<p>昭和八、九、三〇 全國主要日刊 社</p>
<p>治世維新法團反被疑事件檢察關 スル記事ハ當局發表以外一切 昭和七、九、三〇、 本日滿洲國ニ對テ檢察シタル左翼事件 ニ關スル事項ハ本差止ニ抵觸ス</p>	<p>敵國人抑留ニ關スル記事ハ當局發表 以外一切</p>	<p>近ク行ハルベキ基督教ニ教會改ニ對ス ル結社禁止及右教會改ニ所屬スル 教會ノ設立認可取消処分並ニ之ニ 關スル記事ハ一切</p>	<p>皇道翼賛青年聯盟關係者ノ檢察 ニ關スル記事ハ當局發表以外一切</p>

昭和六、三、一〇
政府ハ昨九日迄ニ内地在留ノ米國人
及英國人ハ濠洲人及「カナダ」
人ヲ含ム約二百七十名ヲ教團
所ニ收容シタル旨ハ內務當局誌ノ
發表アリ



0027

主要ナル記事編輯上注意事項

昭和年月日	件名	頁
昭和四、八	◎陸軍省令關係 總軍司令部及航空軍總司令部ノ設置ニ關スル件	三九
	◎海軍省令關係	
昭和天九、二	海軍司令官ノ返還ニ關スル動靜ニ關スル件	三九
同天九、二	在外駐在海軍武官ノ動靜ニ關スル件	三九
同天三、三	特殊潛航艇ニ關スル件	四〇
	◎陸海軍省令關係	
昭和四、二、六	防謀委員會ニ關スル件	四〇
	◎一般安寧關係	
昭和三、九、九	皇族及王公族各殿下滿洲支那及新作戰地方面御成ニ關スル件	四〇
同四、一、三	帝國議會ニ於ケル秘密會議事其他ニ關スル件	四〇
同五、九、四	侍從武官ヲ大陸方面ニ御差遣ニ關スル件	四〇
同天三、三	航空機乘員養成所及大日本飛行協會所屬航空機事故ニ關スル件	四一

昭和天、六、三	獨蘇間ノ紛争ニ關スル帝國ノ採ルべき方針措置ニ關スル件	
同天六、七	國民政府ニ對スル兵器借款及放送借款ニ依リ調達セラルル物資ノ内容ニ關スル件	
同天、〇、〇	戰時金融金庫ノ株式市場ニ對スル出動ニ關スル件	
同天、六、五	同盟國海軍ノ作戰行動並ニ損失ニ關スル件	
同天、七、三	南嶺ノ出張手ノ際ニ於ケル飛行機利用ニ關スル件	
同天、八、四	邦人ノ歐亞陸路通過者ノ蘇聯領内ニ於ケル見聞書ニ關スル件	
同天、九、四	故北白川宮永久王靖國神社合祀ニ關スル件	
同天、一、三	某「カンボチヤ」人、本邦ニ於テ保護セラレ居ルヤ、件	
同天、三、六	華人勞務者ノ内地移入ニ關スル件	
同天、四、七	第三次日英及第三次日米居留民交換ノ交渉ニ關スル件	
同天、六、五	官吏ノ任免及異動ニ關スル件	
同天、七、五	行政查察ノ要領及内容等ニ關スル件	
同天、九、三	外國人ノ旅行等ニ關スル臨時措置ニ關スル件	
同天、三、三	學校ノ整備ニ關スル件	

昭和一八三三	新設「ダム」ニ關スル件	四五
同二八三三	小野塔鐵爐設置箇所ニ關スル件	四六
同二九一八	軍需會社法ニ依リ指定セラルベキ業種ノハ會社名ニ關スル件	四六
同二九一八	軍需會社ニ對シテ資金融通ニ關スル指定金融機關ノ名称其他ニ關スル件	四六
同二九二二	人員並ニ建築物疎開ノ總數又ハ地場別數ニ關スル件	四七
同二九二二	未完竣工事ノ整理戰力化ニ關スル政府ノ方針並ニ措置ニ關スル件	四七
同二九四三	浦塩ニ於テ奉行ノ極東ソノ領海區競賣ニ關スル件	四七
同二九五五	國務大臣ノ出張先ニ於ケル談話ノハ會見記事ノ取扱ニ關スル件	四八
同二九六六	敵艦ニ關聯スル記事寫眞ノ取扱ニ關スル件	四八
同二九七三	島嶼居留民ノ引揚ニ關スル件	四八
同二九七三	學習院ノ疎開ニ關スル件	四九
同二九八九	日本國瑞西國前金融取極ニ關スル件	四九
同二九九六	學章ノ集田疎開地ニ於テ傳染病發生ニタルヤニ關スル件	四九
同三〇〇一	東京ハ文島間無線通信施設ニ關スル件	四九

昭和一八三三	敵國側ノ南方々面ヨリスル對日謀略放送並ニ之ニ對スル我方ノ對策ニ關スル件	四九
同二〇三八	敵國側ノ南方々面ヨリスル對日謀略放送並ニ之ニ對スル我方ノ對策ニ關スル件	五〇
同二〇四八	裏日奉緊急輸送ニ關スル現地措置ニ關スル件	五〇
同二〇五七	「アンモニヤ」系製品工業ニ對スル行政查察ニ關スル件	五一
同二〇五九	赤軍ヨリ救出セラレタル邦人ノ歸朝談ニ關スル件	五一
同二〇五五	北海道ニ(ペスト)患者發生シタルヤニ關スル件	五一
同二〇六四	官廳ノ疎散實施ノ狀況ニ關スル件	五一
同二〇七七	大都市ヨリ中都市ニ對シテ消防部隊派遣ニ關スル件	五一

主要ナル記事編輯上注意事項
◎陸軍省令關係

陸令年月日 手配範圍	注意事項	解除表 年月日	解除表事項
昭和二〇、四、八 全國主要日報社	總軍司令部及航空軍總司令部 ノ設置(所在地、編成、任務等ヲ 含ム)ニ關シテハ陸軍省發表以外 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様		

◎海軍省令關係

陸令年月日 手配範圍	注意事項	解除表 年月日	解除表事項
昭和二六、九、一 全國主要日報社	海軍司令官ノ販賣ニ關スル動靜ハ海 軍省令ニ依ル記事掲載禁止事項ニ 抵觸スルモノニ付軍當局發表以外 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様		
同二六、九、二 東京六社大阪 東京三社福岡 東京三社	近時在外駐在海軍武官ノ動靜ヲ 新聞紙ニ掲載スル向アルモノハ海 軍省令ニ依ル記事掲載禁止事項		

◎陸海軍省令關係

陸令年月日 手配範圍	注意事項	解除表 年月日	解除表事項
昭和二六、一、三 全國主要日報社 主要新聞社	特殊潛艇艇ニ關スル記事(高真 ヲ含ム)ハ海軍省令ニ依ル記事掲 載禁止事項ニ抵觸スルモノニ付當 局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載 セザル様		

◎一般安寧關係

陸令年月日 手配範圍	注意事項	解除表 年月日	解除表事項
昭和二四、二、八 全國主要日報社	防諜委員會ニ關スル記事ハ陸海軍 省令ニ依ル記事掲載禁止事項ニ抵 觸スルモノニ付之ヲ新聞紙ニ掲載セ ザル様		

◎注意事項

陸令年月日 手配範圍	解除表 年月日	解除表事項
昭和二六、三、三 皇族及王公族各殿下ノ滿洲支那		

<p>昭和七、六、五 東京大阪愛知 福岡各主要日 刊社</p>	<p>同盟國海軍ノ作戦行動並ニ損失ノ大 本官ノ許可ヲ受ケタルモノ以外之ヲ 新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和六、六、二七 東京大阪愛知 福岡各主要日刊 社</p>	<p>戦時金融、金庫、株式市場ニ対スル出 動ニ關スル記事ハ當分、向一切之ヲ 新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和六、六、二七 東京大阪愛知 福岡各主要日刊 社</p>	<p>國民政府ニ對スル我國ノ借款供與ニ 關スル事項中、兵器借款及放貸借 款ニ付テハ借款ニ依リ調達スル物資 ノ具體的品名、数量、及價格ニ關シ テハ當局發表以外一切之ヲ新聞 紙ニ掲載セザル様</p>	<p>昭和 九、二九</p>	<p>今般南京及上海ニ於テ行ハルル 兵器ノ供與ニ關シテハ其ノ数量 ヲ示サザル限リ差支ナシ</p>
<p>主要通信社、綜 合、主要政治 新聞、外、關係 新聞、雜誌社</p>	<p>發表以外之ヲ推知セシムルガ如キ事 項及之ニ關聯スル個人ノ意見ト雖 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		

<p>全國主要日刊 社</p>	<p>及新作戰地方、御成リニ關スル 記事ハ當局發表以外内地御版置 様 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル 様</p>		
<p>昭和四、二、二六 全國主要日刊 社</p>	<p>帝國議會ニ於ケル秘密會ノ議事 並ニ其議中ノ命シタル議事ノ内 容ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和五、九、一四 東京大阪愛知 福岡各主要日刊 社</p>	<p>侍從武官ヲ大陸方面(支那)方面派 遣隊ヲ會入)ニ御差遣ニ關スル 事ハ關係當局發表以外内地御版置 様 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル 様</p>		
<p>昭和六、六、二九 一、七、二七、改訂 一、八、三、改訂 全國主要日刊 社</p>	<p>航空機乘員養成所及大日本飛行 協會所屬航空機ノ航空事故ニ關 スル記事並ニ其ハ當局發表以外 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和六、六、二二 全國主要日刊 社</p>	<p>獨ソノ向ノ紛争ニ關シテ帝國 採ルベキ方針並ニ措置ニ付テハ當局</p>		

<p>昭和八、四、七 （八、三、三）改訂 東京、大阪、愛知 福岡各主要日 刊社</p>	<p>第二次日英及第三次日米居留民交換交渉ニ關スル記事、當局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和八、六、六 金剛、新報、信社</p>	<p>官吏ノ任免及異動ニ關シテハ當局（地方當局ヲ含ム）ニ發表又ハ正式發表文ハ正式發表人ニアル迄之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和八、七、三 全國主要日刊社、主要通信社、綜合並ニ主要政治、經濟、産業關係新聞雑誌社</p>	<p>行政監察ノ要領及内容（査察ノ場所及經過ヲ除ク）並ニ成果ニ付テハ之ヲ推知セシムルガ如キ事項ト雖、當局發表以外之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様 昭和八、九、五、 第十一回（未機働物資ノ戦力化）行政監察ニ關シテハ本件注意事項ニ拘ラス當局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>	<p>昭和八、三、一 昭和八、六、三</p>	<p>第二回行政監察ノ結果ニ關シテ藤原査察使談ノ發表アリ 近ク實施セラルベキ第八回（食糧行政査察ニ關シテハ査察使、隨員又ハ補佐官等ノ査察ノ内容又ハ成果ニ關スル發言）並ニ事情聴取會ノ内容（但し檢閲當局ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限リニアラス）ヲ除キ記事掲載</p>

<p>昭和八、三、二五 全國主要日刊社 外、新聞、新聞社</p>	<p>商標ノ保護等ニ際シテ飛行機ヲ利用スル場合當局ヨリ發表スルモノ、外其ノ事、又並ニ發表能行場ヲ明示セザル様</p>		
<p>昭和八、三、四 全國主要日刊社</p>	<p>故比白川宮永久王、靖國神社合祀ニ關スル報道論議等ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和八、三、二 東京、大阪、愛知、福岡各主要日刊社</p>	<p>某「カンボチヤ」人ノ本邦ニ於テ保護セラレ居ルヤノ誤幸ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		
<p>昭和八、三、六 東京、大阪、愛知、福岡各主要日刊社</p>	<p>華人勞務者ノ内地移入（移入後ノ動靜ヲ含ム）ニ關シテハ當局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>		

昭和六、九、三
 全國主要日刊社
 主要通信社
 綜合並主要
 經濟外南係
 新聞雜誌社

外國人の發行等ニ關スル臨時措置
 二付テハ當局發表以外一切之ヲ新
 聞紙ニ掲載セザル様

昭和六、二、三
 全國主要日刊
 社主要通信
 社文教關係
 新聞雜誌社

學校ノ整備ニ關スル左記事項ハ當局(都
 廳府縣當局ヲ含ム)發表以外一切
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
 一文科系大學ノ專門學校ノ整理統
 合ノ内容轉換及疎開等ニ關スル
 具體的措置
 二各種學校ノ整理ニ關スル具體的
 措置
 三學校ノ整理統合、轉換ニ伴フ教
 職員ニ對スル具體的措置

昭和六、一、三
 全國主要日刊
 社主要通信
 社主要經濟並
 新聞雜誌社

新設「夕△」(小ナル權限用ノモノ
 ヲ除ク)ニ關スル記事ハ當局發表以
 外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様

昭和
 一九四
 四

自今學校ノ疎開並ニ整理統合
 轉換ニ伴フ教職員ニ對スル具體
 的措置ニ關スル事項ヲ除キ掲載
 差支ナシ

昭和八、一、三
 全國主要日刊社
 主要通信社
 經濟新聞社
 新聞雜誌社
 新聞雜誌社

小型塔鑪設置箇所ニ關スル記
 事ハ當局發表以外一切之ヲ新聞紙
 ニ掲載セザル様

昭和六、一、八
 全國主要日刊社
 主要通信社
 經濟新聞社
 新聞雜誌社
 新聞雜誌社

軍需會社法ニ依リ指定セラルベキ業
 種及會社名ニ付テハ當局發表前
 二之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様

昭和五、一、八
 全國主要日刊
 社主要通信社
 經濟新聞社
 新聞雜誌社
 新聞雜誌社

軍需會社ニ對スル資金融通ニ關スル左
 記事項ニ付テハ當局發表以外一切之ヲ
 新聞紙ニ掲載セザル様
 一軍需融資指定金融機關並ニ其ノ
 担當スル軍需會社ノ各名称及其

昭和
 一九一
 七

軍需省第百五十九社ノ發表ア
 リ

昭和
 一九四
 二

軍需省第百九十九社ノ發表ア
 リ

昭和
 一九
 九

大藏省第百一軍需會社ニ付スル
 資金融通ニ關スル「發表表」
 及右ニ關スル大藏次官談話發表
 アリ

昭和九、七、一三 全國主要日刊社	島嶼居住民ノ引揚ガニ爾スル記事ハ當局表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
昭和九、六、一六 全國各新聞 道徳雑誌社	敵襲ニ爾聯スル記事滿眞ハ當局(地方廳ヲ含ム)ノ正式発表アリタルモノノ外凡テ事前檢査ヲ受ケタル上掲載相成度
昭和九、五、一三 全國主要日刊社 社主要通信社	國務大臣ノ演説先ニ於ケル談話又會見記事ノ取捨ニ當リテハ閣議申合セノ次第モ有之、左記事項ニ留意ノ上記事論輯相成度 一、車中談ハ一切不可トス 二、新聞記者トノ共同又ハ個人的會見ノ際ニ於ケル談話ノ内容ハ各所管事項ニ關スル事項トスルコト 三、公式、席上ニ於ケル訓示、講演ハ差支ナシ 四、前項以外ノ談話ノ内容ハ當局ノ正式発表ト認メズ

昭和九、一、二一 全國主要日刊社 社主要通信社 雑誌社	ノ數 一、時定ノ金融機關ガ軍需融資指定金融機關ニ指定セラレタルヤ否 ヤノ事實 二、員並ニ建築物疎削ノ總數又ハ地域別數(疎削區域内ニ於ケル都市別數ヲ含ム)ニ付テハ當局発表以外之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様 三、未完工工事ノ整理戦力化ニ關スル政府ノ方針並ニ措置ニ關シテハ當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
昭和九、四、一六 東京大東亞 福岡北海 主要日刊社 主要通信社	本月廿日浦監ニ於テ舉行ノ極東一ソノ領土ノ變賣ニ關スル記事ハ當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
昭和九、四、一六 東京大東亞 福岡北海 主要日刊社 主要通信社	本月廿日浦監ニ於テ舉行ノ極東一ソノ領土ノ變賣ニ關スル記事ハ當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様

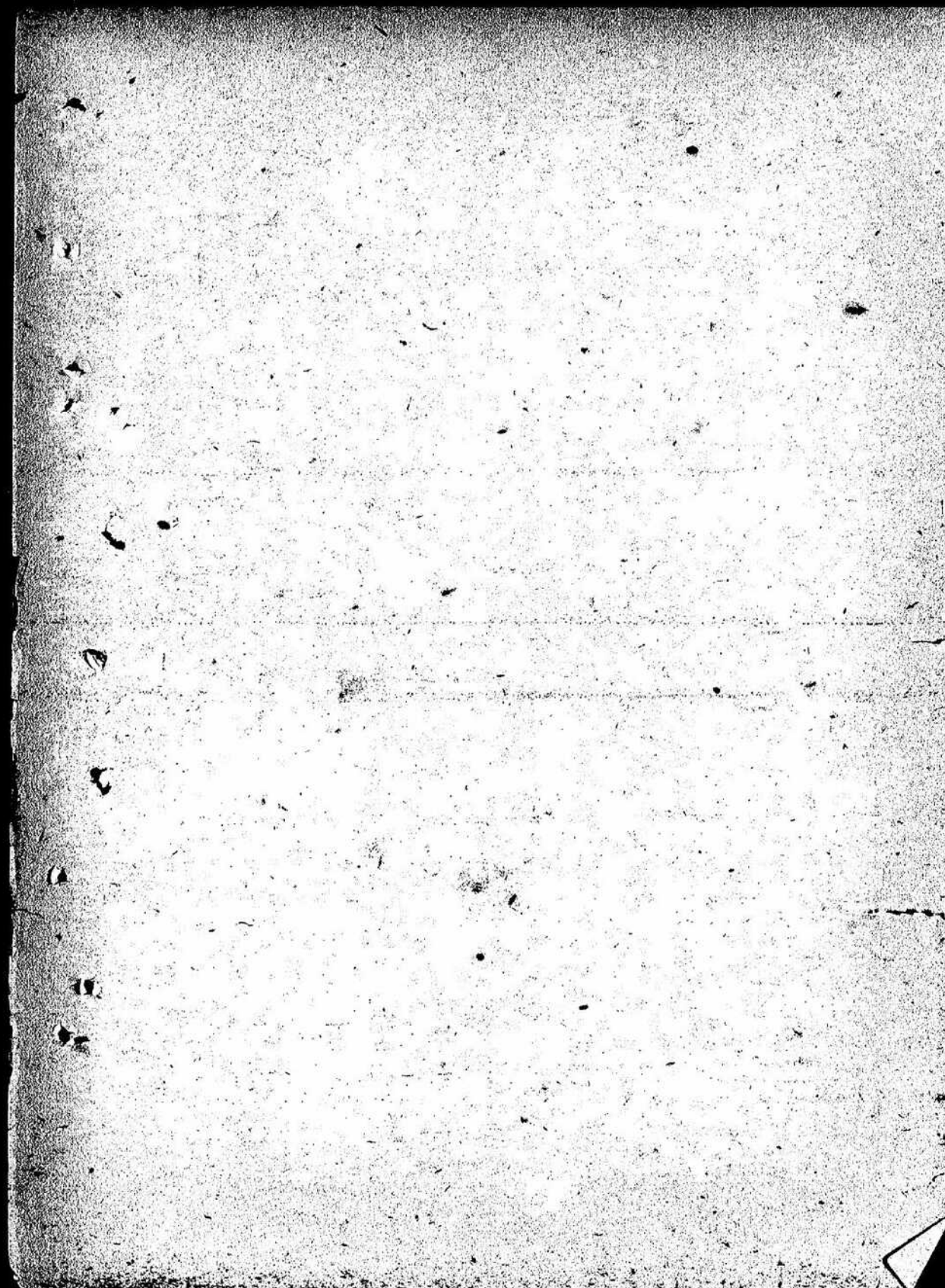


<p>昭和。三、八 全国主要日刊 社主要通信 社</p>	<p>容年五月十八日附ヲ以テ申入置キタル 敵國側ノ南方々面ヨリスル対日謀略放 送ニ我方ノ対策ニ關スル記事編輯 上注意事項ハ左記事項ヲ除キ掲 載差支無之</p> <p>記 一 謀略放送ノ具体的内容(但し國 民ノ警戒心ヲ喚起シ又ハ敵側ノ謀 略意圖ヲ暴露スル爲内容一部ヲ 引用スル程度ノモノハ差支ナシ)共 ニ謀略放送ニ對シ我方対策ノ具体 的内容</p>
<p>昭和。四、二八 全国主要日刊 社主要通信 社</p>	<p>裏日本緊急輸送ニ關シ現地措 置ニ關シテハ當局発表以外一切之ヲ 新聞紙ニ掲載セザル様</p>
<p>昭和。五、七</p>	<p>行政査察ニ關シテ昭和十一年七月 十七日付其ノ要領及内容並ニ成果</p>

<p>昭和。七、三 全国主要日刊 社</p>	<p>學習院ノ疎開ニ關スル記事ハ當局発表 以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>
<p>昭和。九、八、一 全国主要日刊 社主要通信 社並ニ世帯新聞 雑誌社</p>	<p>日本國、露西側向金融取極ニ關シテハ 當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載 セザル様</p>
<p>昭和。九、六 南東各都縣主 要日刊社</p>	<p>學童ノ集結疎開地ニ於テ伝染病 發生シタルヤニ關スル記事ハ當局 局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載 セザル様</p>
<p>昭和。九、一、一 全國主要日刊 社並ニ通信社</p>	<p>東京ハ大島向無線通信施設ニ關スル 記事ハ當局発表以外一切之ヲ新聞紙 ニ掲載セザル様</p>
<p>昭和。五、二、二八 全國主要日刊 社並ニ通信社</p>	<p>敵國側ノ南方々面ヨリスル対日謀略放 送ニ對シ我方ノ対策ニ關シテハ 當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載 セザル様</p>

<p>各主要日刊社 主要通信社</p>	<p>昭和五、七 全日主要日刊社</p>	
<p>近ク各地方 都府市ヨリ 地方警察 本件ニ関シテハ 数並ニ之ガ要員 載セザル様</p>	<p>近ク各地方 都府市ヨリ 地方警察 本件ニ関シテハ 数並ニ之ガ要員 載セザル様</p>	

<p>全国主要日刊社 主要通信社 主要雑誌社</p>	<p>昭和五、七 全国主要日刊社 主要通信社 主要雑誌社</p>	<p>昭和五、七 東大、大、四 愛知、高、岡</p>
<p>ニ付記事掲載セザル様申入置キ タル処今同実施セラルヤキ モニヤ系製品工業ニ対スル行 政査察ニ係シテハ右外査察対象 トナルベキ工場名ハ之ヲ推知ス 事頂ト雖モ一切之ヲ新聞紙ニ掲 載セザル様</p>	<p>赤軍ニヨリ救出セラレタル邦人ノ歸朝 談ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザ ル様</p>	<p>北海道ニハストト患者發生シタル ヤニ關スル記事ハ當局発表以外一切 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様</p>
<p>昭和五、七</p>	<p>昭和五、七</p>	
<p>五月九日附ヲ以テ不掲載方申入 置タル赤軍ニヨリ救出セラレタル 邦人ノ取朝談ニ關シテハ來ル 七月九日附朝刊ヨリ事前檢 査受ケタル上掲載差支無之</p>		



特高

新聞記事取締之関係件同一

李王根殿下^{合高}御微行ニ于縣下御成被遊御趣ナルが右ハ御微行ナルヲ以テ新聞報道セラルニ於テハ

障アリ及テ左業ニ依リ新為縣論積部會ヲ通シ新聞記者ノ不屬哉方措墨相成可然哉

...

...

電話集

年日

警察部長

田部社古島
朝日長久保
横濱長久保
毎日西川

新聞編輯部

右委員 氏

青森赤達
中野石原
同銀石原

新聞記者 掲載あり 閣下 件

李王根 合心 西殿下 二〇 末七 日 無下 市成 社

市成 社 市成 社 市成 社 市成 社 市成 社

新聞紙 掲載あり 記事 編輯上 御注意 相成度

第 種 書

第

號

按 起 昭

年

7 月

17 日

發 洪 昭

年

年

日 日 淨

日 日 淨

任 主

警察部長

特高課長

課員

警察部長 特高課長 警務課長 人事課長

案查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

追而會高裁上... 偵查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

相或可然哉

偵查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

偵查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

偵查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

偵查現合化而股下八來以七月廿九日檢獲... 偵查中... 新聞紙上計案別致道相定... 命然哉

電話 宗

切三ノ号

沼田石小島

年月日

警察部長

警察部長有長宛

御礼

新聞紙上献金由急作

御礼 警察部長有長宛
新聞紙上献金由急作
御礼 警察部長有長宛

七月十八日 其ノ者ノ人ノ御礼 献上セラルベシ

御礼

新聞紙上献金計畫

日	時	場所	新子紙名	備考
七月十八日	午後七時四十分	今井本部	新子紙名 東三島 毎日新聞 読者報知	午後七時中迄 清毒一ノ下
七月十八日	午後七時四十分	今井本部	新子紙名 東三島 毎日新聞 読者報知	午後七時中迄 清毒一ノ下

Handwritten text in a vertical column, likely a list or record, written in a cursive script. The text is contained within a rectangular border and is oriented vertically on the page.

新潟縣

供

覽

受信月日時

八月十日

午後

七時

分

警察課長課僚係

發信者

山形縣特高課

番

取

受信者

特高課

號

著

新潟報社ニ示
手海(海)

左記新聞記事掲載禁止事項
本日午後六時同並通信ヲ通シ暗電
ニテ入電アリタル旨連絡アリ

保局長

警察部長宛

新聞記事掲載禁止事項ニ関スル件

0041

昨十四日夜帝都。水元陸軍部隊、不穩事
件。因上之、新肉紙、揭我七也。記事
總輯上流意相成度

新
潟
縣

0042

新潟日報社
三丁目
杉山

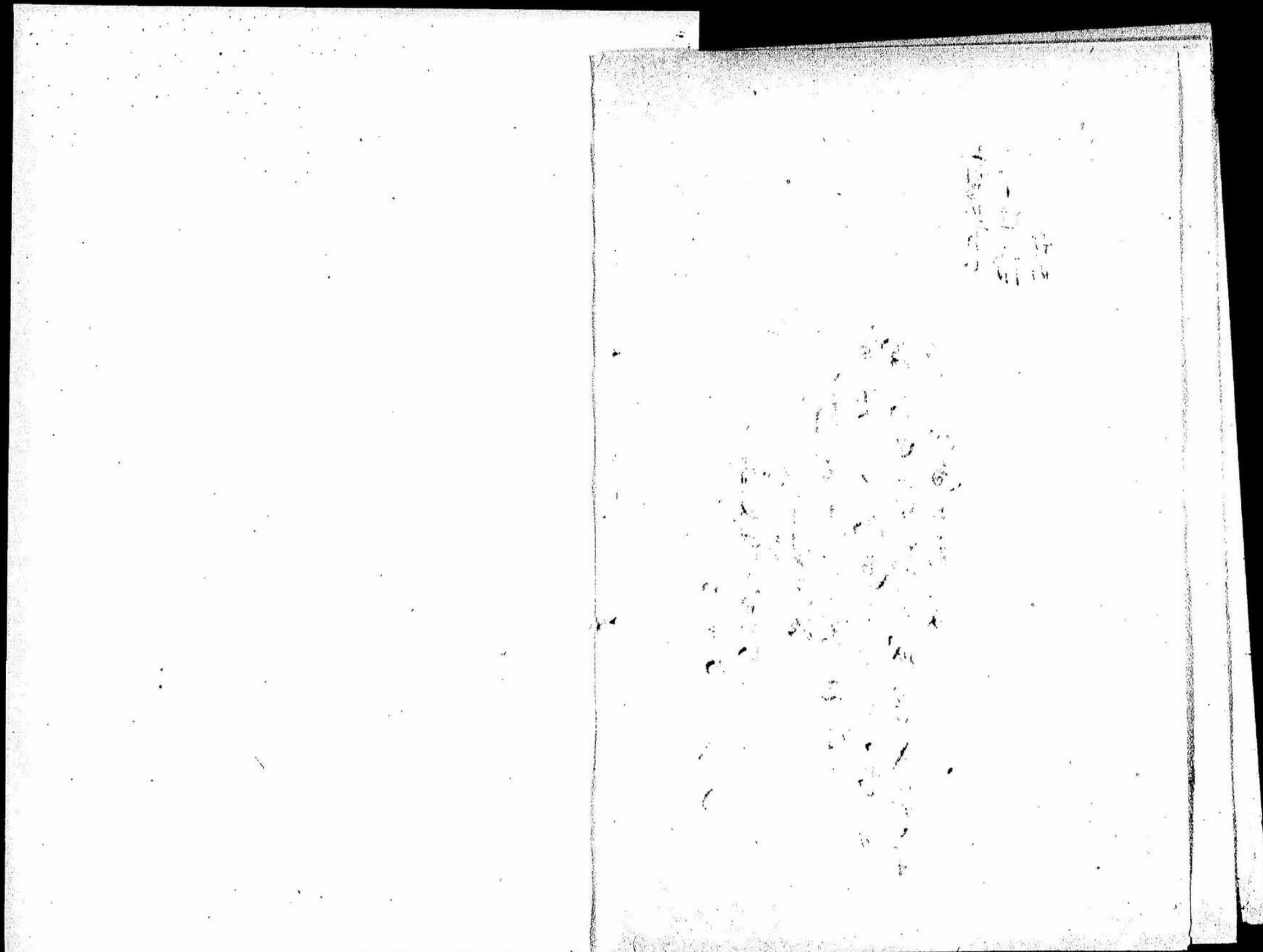
供	警
長	部
課	署
長	
課	
僚	
係	

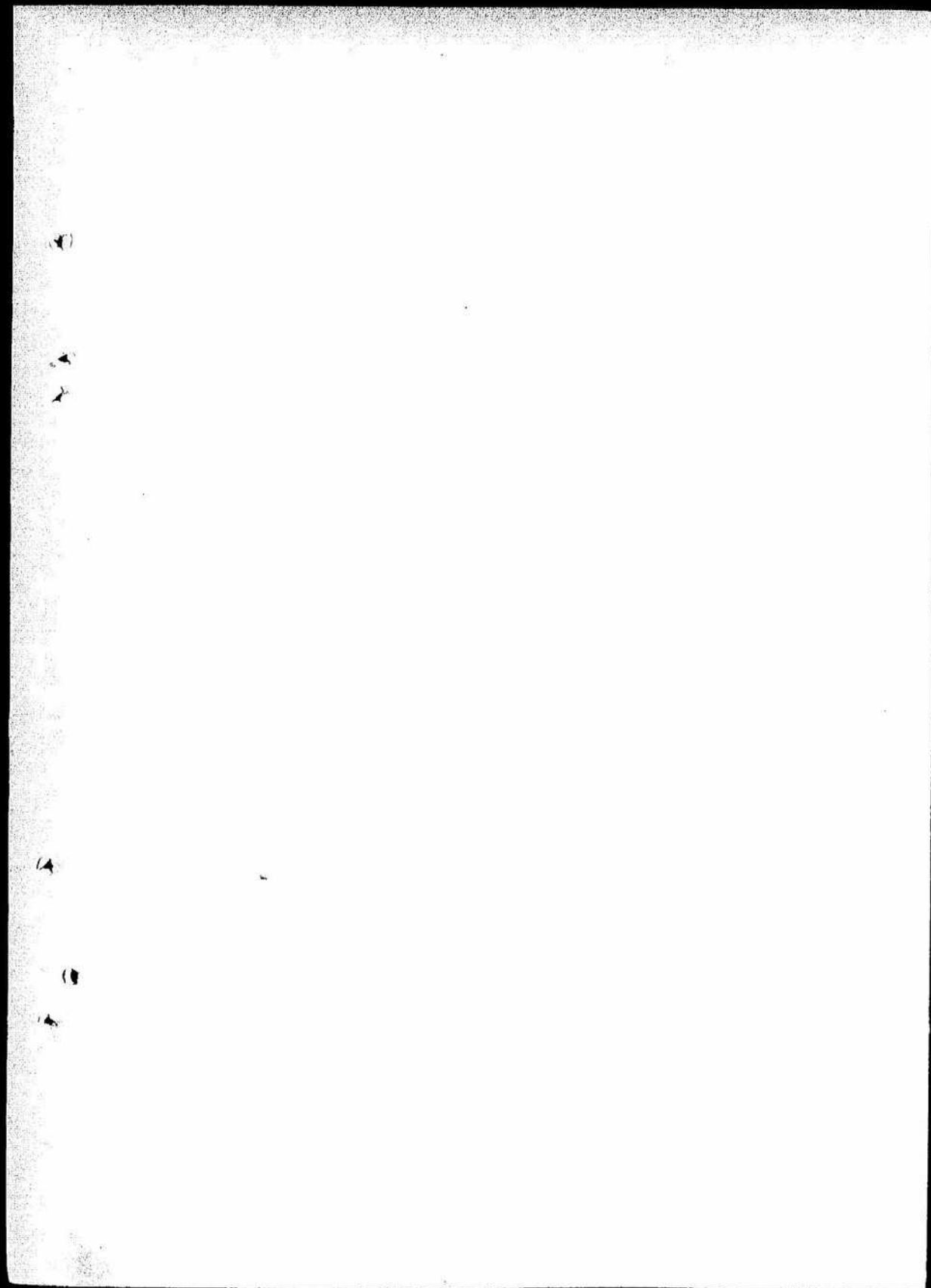
受信者	知事	同登在送
發信者	情報局	新潟課長
受信月日時	八月十八日	午後八時
番		
取		
扱		
者		

新潟縣

新潟日報社
三丁目
杉山

軍使三三派者(一)罪(二)口当局
表迄一切新(三)紙(四)揚(五)七(六)八(七)九(八)十(九)十一(十)十二(十一)十三(十二)十四(十三)十五(十四)十六(十五)十七(十六)十八(十七)十九(十八)二十(十九)二十一(二十)二十二(二十一)二十三(二十二)二十四(二十三)二十五(二十四)二十六(二十五)二十七(二十六)二十八(二十七)二十九(二十八)三十(二十九)三十一(三十)三十二(三十一)三十三(三十二)三十四(三十三)三十五(三十四)三十六(三十五)三十七(三十六)三十八(三十七)三十九(三十八)四十(三十九)四十一(四十)四十二(四十一)四十三(四十二)四十四(四十三)四十五(四十四)四十六(四十五)四十七(四十六)四十八(四十七)四十九(四十八)五十(四十九)五十一(五十)五十二(五十一)五十三(五十二)五十四(五十三)五十五(五十四)五十六(五十五)五十七(五十六)五十八(五十七)五十九(五十八)六十(五十九)六十一(六十)六十二(六十一)六十三(六十二)六十四(六十三)六十五(六十四)六十六(六十五)六十七(六十六)六十八(六十七)六十九(六十八)七十(六十九)七十一(七十)七十二(七十一)七十三(七十二)七十四(七十三)七十五(七十四)七十六(七十五)七十七(七十六)七十八(七十七)七十九(七十八)八十(七十九)八十一(八十)八十二(八十一)八十三(八十二)八十四(八十三)八十五(八十四)八十六(八十五)八十七(八十六)八十八(八十七)八十九(八十八)九十(八十九)九十一(九十)九十二(九十一)九十三(九十二)九十四(九十三)九十五(九十四)九十六(九十五)九十七(九十六)九十八(九十七)九十九(九十八)一百(九十九)





供	費
部長	課長
課長	課長
課長	課長

歌文

外子係



豫定 敵刺放送妨害ノ為發射セラル

夕ル妨害電波ハ本日ヨリ之ヲ中止スル事ト

相成夕ルニ付念局

追而 本件ニ付テハ正式ノ發表ナクシテ
新聞社ノ任意記事等ニ依リ

用冠七ヨリ北程度ニ付申添フ

内務省横関課長

新治品類考卷之七

以上

Vertical columns of handwritten text in a traditional Japanese style, likely a list or index of items.

新治品類考

0045

電報

0044

聯合通信社

至急電報

2/

終極の馬渡り



四五
イリ一三セ ナイム九六コ四
ニイカ タケンケイザツブ ナウ

カネチチキカ ハホウソウホ ウカ イノタメハツシヤセラレタル
ホ ウカ イチ ンカ ハホンヒヨリコレヲチユシスルコトトアイ
ナリタルニツキネンノタメオツチホンケンニツイチハセイシキノハ
ツピ ヨナクシチブ ンシヤノニニイキシ トウニヨリシウチセシ
ムルチイモト ニツキモウシソウナーナロ

セセ、四〇

紙の編載の... 紙の編載の... 紙の編載の...
紙の編載の... 紙の編載の... 紙の編載の...
紙の編載の... 紙の編載の... 紙の編載の...

0045

警察課長課僚係

供覽

受信者

發信者 同盟通信社 通信

受信月日時 八月 廿 午 後 五時 五分

取扱者

新潟縣

新日相承
連定相承

若前子持高相承

信報高相承

記事編撰注意の次

三空宮妃殿下、御慶市高多心宮内
有心長又、市内不心、連立、一印、新子
然、編載、心、存、死、中、編、撰、上、市、注、意、相
成、者

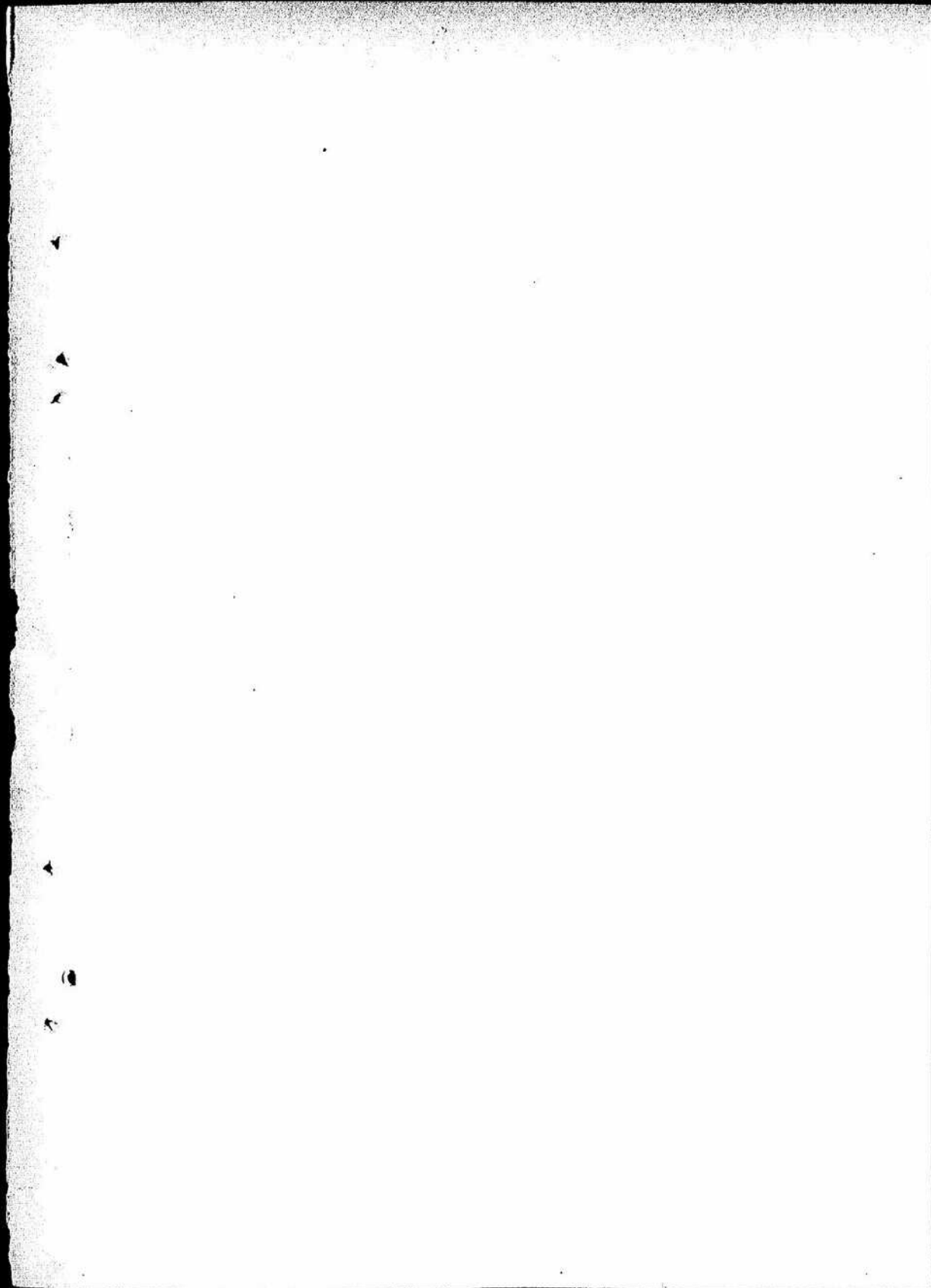
右、高、多、心、宮、妃、下、連、定、相、承、成、者

待 1912年 12月 4日 在 香港 的
2004

我 的 心 情 是 非 常 的 悲 痛 的
這 是 我 心 中 最 痛 苦 的 一 刻
我 的 心 痛 得 沒 有 法 子 說 出 來
我 的 心 痛 得 沒 有 法 子 說 出 來

我 的 心 痛 得 沒 有 法 子 說 出 來
我 的 心 痛 得 沒 有 法 子 說 出 來

這 是 我 心 中 最 痛 苦 的 一 刻
Y. H.



第 種 日 書

檢 閱

傳 真 第 一 二 八 號

起 昭 和 二 十 年 八 月 二 九 日 決 昭 和 二 十 年 八 月 二 九 日 淨

主 在

代 理

監 査



警 察 部 長 部 長 官 官 印

特 高

課 長

課 員

電 話 案

年 月 日

警 察 部 長

新 瀧 警 察 署 長 宛

新 聞 記 事 取 締 二 間 各 件

左 記 通 管 下 新 瀧 日 報 社 二 通 達 七 九 八 七

記

一、量表ニ奉令セラレタル國家總動員關係記事掲載
載禁止事項並ニ内務省及情報局ヨリ奉令セラレ

タル差止メ及記事編輯注意事項ハル今全部
之ヲ解除セラル

二、左記事項ニ関シテハ當局奉表以外一切之ヲ新聞紙ニ
掲載セザル様記事編輯上注意相成度

記

一、米穀現在高及米穀需給推算

二、米麦及豆類、政府供出割合及回上数量、同像

定数量又ハ管理数量並ニ回上又ハ供出ノ進捗数
量及率（何レニ付縣別数量ヲ含ム）

三、新聞記事差止事項

一、治安維持法違反被疑事件、横暴ニ関スル記事
ハ當局奉表以外一切

陛下

二、天皇、皇后、皇太后、皇太子殿下、行幸啓並ニ親王、
内親王殿下、御成、内閣記事ハ當局奉表以外
一切

以上

Table with multiple vertical columns and a header row. The text is faint and mostly illegible.

新
海
県

兄弟堂

譯文

左記、通管下主要日刊社、電話指導相成度

左記事項、關之、當局表以外一切之新聞紙
二、掲載也、下、孫記事編輯上御注意相成度

記

一、米穀現在高及米穀需給推算
二、米麥及薯類、政府買并供出割当及買上数

量、同豫定数量又、管理数量並、買上又、供
出、進捗数量及率（何、之、府、縣、別、数量、之、合、意）

内務省模範課長

左記ノ通り、各官下通達各社電報指導相成度、
量表ニ内務省及情報局ヨリ、奉令レシムル差止メ及
記事編輯注意事項、爾今全部之ヲ解除スル
内務省検閲課長

國家總動員關係新聞紙出版物取締業務

量表ニ奉令レシムル國家總動員關係記事掲載禁止事
項ハ全部之ヲ解除セラル此旨管下示達各社ニ示
達相成度

兄弟堂納

左記管下主要日刊社ニ示達相成度

治安維持法違反被疑事件、檢査年ニ關スル記事
ハ當局奉表以外一切

内務省 検閲課長

左記管下主要日刊社ニ示達相成度

天皇、皇后、皇太后、皇太子殿下、行幸啓並ニ親王、
内親王殿下ノ御成リニ關スル記事ハ當局奉表以
外一切

内務省 検閲課長

新
法
集

Blank manuscript page with vertical columns.

兄弟受納

0050
48
49

イリ 四九一 ナイム 一四四 コ三 ビニ六

ニイガ、タケン
ケイカツブ、サウ

45

至急
送付

至急
送付

5.29

（シト）ハオセシサキジ コウモシカ
ウイガ イーサイムフケシキ、ヘイコクゲ シザイカ
ヨビ、ヘイコクジ ユキユウスイサン、ニ、イバ、クヌヨビ
イセルイノセイフキヨウシユツワリアテオヨビ カイアゲ スウ

セ六、〇 二三

0051

ニ

リヨウハト
 のミテイ
 スウリ
 ニツ
 マタ
 ハガ
 ンリ
 スウ
 リヨウ
 オヨビ
 ニカイ
 アケ
 マタ
 ハキ
 ニウ
 シユ
 ツノ
 シン
 チヨク
 スウ
 リヨウ
 オヨビ
 リツ
 イツ
 レモ
 フケ
 ンヘ
 ツ
 スウ
 リヨウ
 フク
 △
 ハ
 ナ
 ロ
 シ
 シト
 サ
 キ
 ニ
 ナ
 イ
 ム
 シ
 ヨウ
 オ
 ヨ
 ビ
 シ
 ヨウ
 ホ
 ウ
 キ
 ヨク
 ヨリ
 ハ
 ツ
 レ

セ六、〇 二三



0052

報

電

三

イシタルサシトメオヨビ
 コウゼンブ コレヲカイジ
 ツレイシタルハシコハゼンブ
 オモチアマインジ

ヘンシヨマテユウイジ
 ヨスハナナロシハソ
 ハトキレシヒジ
 ケンケンキヨニカンスル

セ六〇二三



0053

電報

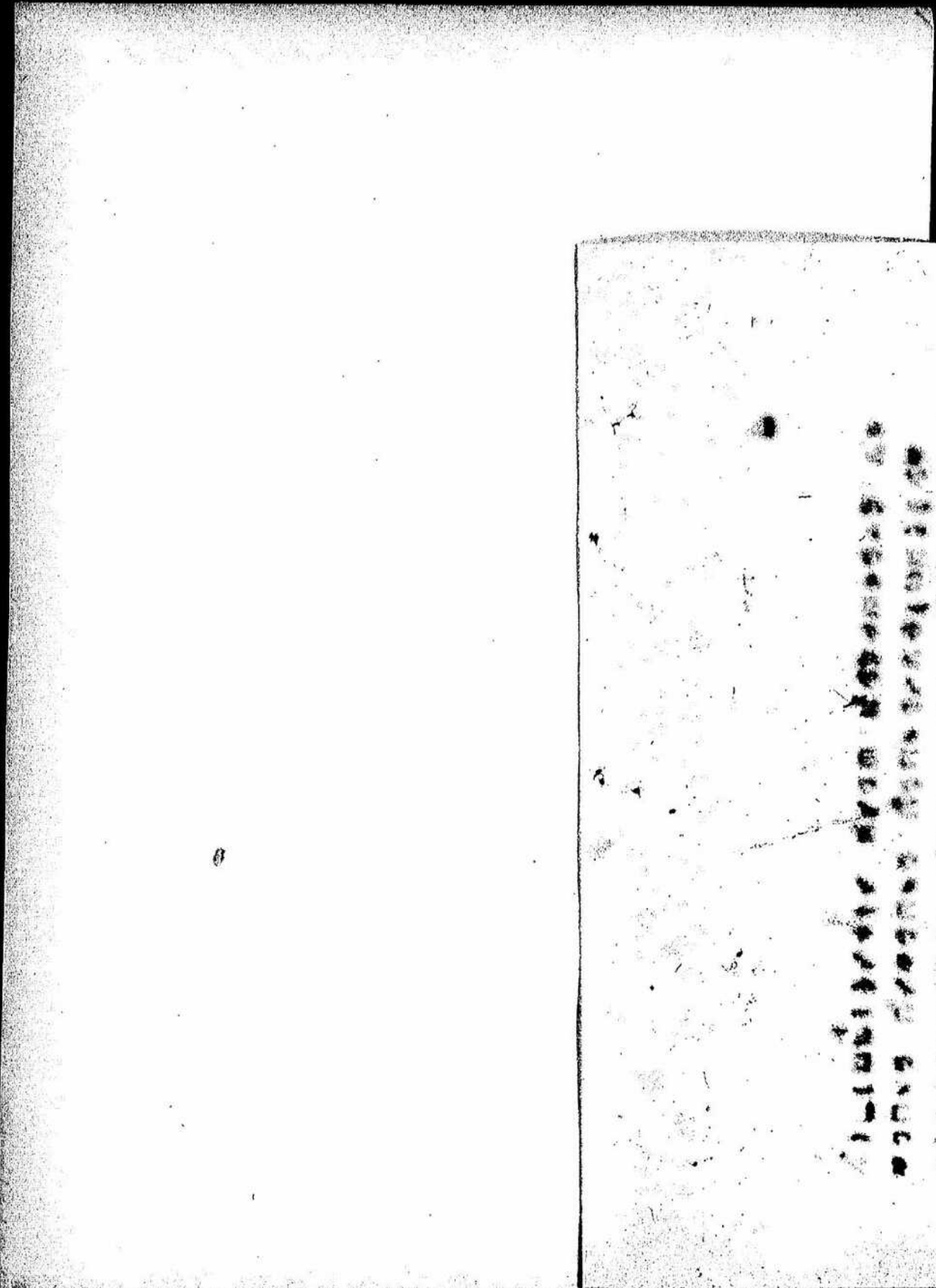
四

キジ ハトウキヨクハツビ トラノオノハナシ
 ナツメノオモヒキヤクノウノコウロク
 ウノコウタシユウノコウ
 イシヤク ノカノキ ヨウコウケイナラビ
 ニシンノウノサイシンノ
 ウチ ノカノオナリニカンズルキジ
 ハトウキヨクハツビ ヨウイ
 ガ イーサイハーナロイ

セ六〇二三

電報
 〇〇五三
 四
 キジ ハトウキヨクハツビ トラノオノハナシ
 ナツメノオモヒキヤクノウノコウロク
 ウノコウタシユウノコウ
 イシヤク ノカノキ ヨウコウケイナラビ
 ニシンノウノサイシンノ
 ウチ ノカノオナリニカンズルキジ
 ハトウキヨクハツビ ヨウイ
 ガ イーサイハーナロイ

裏面白紙



Handwritten text in a cursive script, likely a signature or a note, located on the right side of the page. The text is oriented vertically and is difficult to decipher due to the image quality.

0054

部長	課長	課係	係

自來連第三一號
和三十年八月二十五日

情報局第二部長

各地方總監
警視總監
大政府海軍部長
各府縣警察部長 啟

新報示達

國家總務局用係記事掲載禁止解除ニ関スル件

景ニ發令シクル新聞紙等掲載制限令第三
案ノ規定ニ依ル國家總務局用係記事掲載
禁止ニ違事項ハ、今全部之ヲ解除セラ
ル
此旨管下各示達社ニ示達相成度



(1)

同盟 政治十三號、二十年十月二十日

◎陸軍省陸運部發足

―部長に中村肇少將―

本土決戦体制の整備強化の一環としてさきに
陸上小運送に關する軍需、運輸兩省所掌事項
が陸軍省に移管されたが、今般そのうち運輸
省自動車局の所掌事項（國有鐵道に關聯する
國營自動車及びその附帶事業に關する事項を
除く）を掌る陸運部が新發足した。陸運部は
總務、業務、整備の三課が設けられ、部長に
は中村肇少將が任命されたが、各課には陸、
海軍、運輸、軍需、内務、農商、厚生の各省
から選ばれた陸運關係業務に練達の士が配さ
れ、従來陸上小運送の隘路として指摘された
諸懸案を一掃に打開せんとする陸軍の決意を
端的に表明してゐる、主腦部左の通り

續く
キ

0055	部長	供
	課長	覽
	係	任主
	係	

昭和十一年八月二十五日

內務省警保局檢閱課

注意事項發令ノ件

發令事項

左記事項ニ関シテ、當局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザルヲ記事編輯上、御注意相成度

一、米穀現在高及米穀配給推算
 一、米及及類ノ政府買入出及買入量同予
 一、米及及類ノ管理量及買入量ノ進

新報日報社ニ示遵濟



(2)

社會八ノ二

なほこれに關し二十九日午後一時より太田文相、同日午後七時二十五分より加藤完清氏、三十日午前七時二十分より一時間に亘り石黒農商相がそれぞれラジオを通じて全國の學徒に呼びかける筈になつてゐる、講習會開催地は左の如くである

北海（道立農事試験所）

東北（岩手縣立六原道場）

關東信越（茨城內原訓練所）

東海北陸（愛知縣立追進農場）

近畿（福井縣農兵餘訓練所）

中國（岡山縣立三徳塾本場）

四國（香川縣立修練農場）

九州（大分縣玖珠農場）

0056

部長	課長	課係	任主

新編月報北海道

<p>内務省差止 及 記事編輯上 注意事項 解除 件</p>	<p>解除 件</p>	<p>情報局第一課第四課 内務省警保局檢閲課</p>
<p>八月二十五日</p>	<p>通達先</p>	<p>是表ニ内務省及情報局 シタル内務省差止及記事編輯上 注意事項ハ尔今全部之ヲ解除 シタルニ付此旨管下各道令 通達相成度</p>

20.9.9

同盟 政治十九號 二十年八月二十二日

◎商工省、農林省を復元

―行政機構第一次改革進む―

政府は戦争終結後の新情勢に處し、急速に諸般の國內態勢を整備すべく特に行政機構の改革が戦後日本の政治經濟再編のため喫緊の要請たるに鑑み内閣成立早々より具体案を練りつゝあつたが、成案を得たので、近く樞密院その他必要なる手續を経た上實施の運びとなつた、即ち政府當局の企圖する當面の行政機構改革の骨子は

一 軍需省を廢止して舊商工省に轉換せしめる
一方農商省の商工部内たる纖維局、生活物資局等を分離して舊農林省を復元し、農林行政の專管省たらしめる

0057

供	覽
任	注
係	係
係	係
係	係
係	係
係	係
係	係

新潟日報

示達所

新聞記事差止ニ関スル件

示達

示達

示達

内

容

第三十一號

管下各社

天皇、皇后、皇太子殿下、行幸啓並
 皇親王、内親王殿下ノ御成リニ関スル記事ハ
 當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル
 様

第三十二號

管下各社

治安維持法違反被疑事件檢挙ニ関スル
 記事ハ當局発表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載
 セザル様

昭和二十五年八月二十五日

警保局長



0058

知事

部長	供
長	覽
課長	
課	
係	

受信月日時 九月十四日午後五時五分

發信者 内務省検閲課 番

受信者 新潟県警察部長 號

取扱者 中村 近藤

新潟縣

ガリコ方面
 山形県北
 部方面
 山形県北
 部方面

運送了候

本日午後三時当局に於て戦争犯罪人、
 具體的措置を付し、通り指す電報が之
 を取扱はる社、自由下り

如し

ア有力な軍司令部に於て本十四日午後五時
 七時聯合軍中、戦争犯罪人、氏名在り

如し

如し

張明倫の書

○二條の間に 張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書
張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書

張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書
張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書

張明倫の書

張明倫

張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書
張明倫の書 張明倫の書 張明倫の書

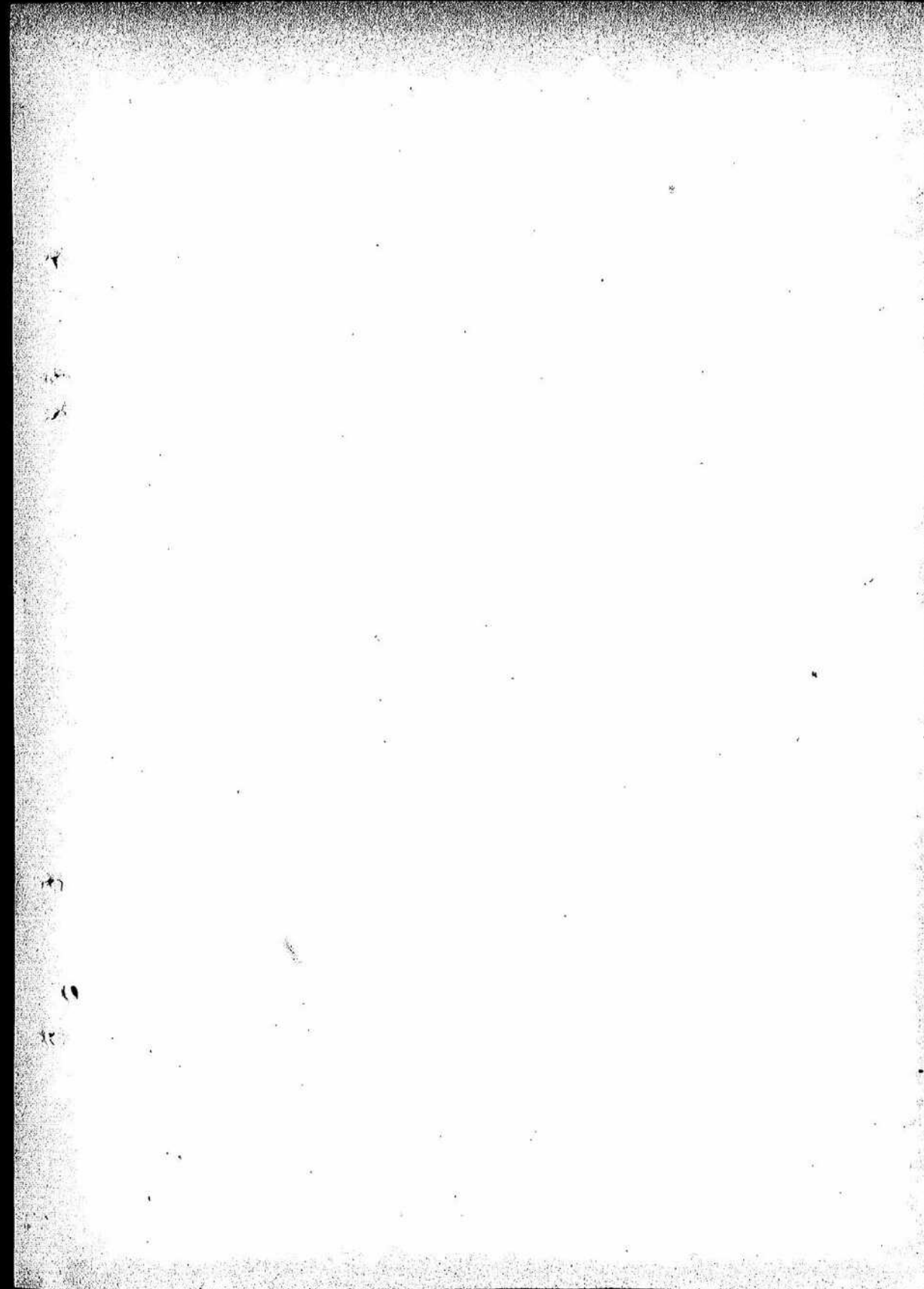
0059

吉村元法相
物用元文相
井野元君相
給不之書務相
格用之比易大儀

以上

道即先日通知已事于我，聯合軍檢定樣之是
財了人等以疏又丑連之送附也之人物取能意心

めくられず



第種書

第 外 號

起 昭

20 年

9 月

14 日

決 昭

20 年

9 月

14 日

淨 近

任 上

警 察 部 長

長

特 高 課 長

長

課 員

員

員

員

員

員

員

員

電 話 業

年 月 日

警 察 部 長

新 瀧 警 察 署 長 宛

新 瀧 署 高 係

新 聞 記 事 取 締 二 案 二 件

左 記 通 告 下 新 瀧 日 報 社 電 話 通 達 也

印 人 戰 事 犯 罪 之 際 之 具 體 的 措 置 (氏 名

一、... 三、... 其、... 都、... 檢、... 閱、... 者、... 尚、... 可、...
指、... 示、... 了、... 道、... 之、... 了、... 新、... 聞、... 紙、... 揭、... 載、... 也、... 刊、... 於、... 報、... 中、...
為、... 報、... 上、... 中、... 位、... 者、... 相、... 本、... 及、...
上

...

...

...

...

...

...

...

0062

新編記事差止事項發令ノ件

内務省警保局

覽 註 記 範 園 内

五〇二九

イリ、九〇 ナイム、九四 コ三

0061
務

ニイガ タシ
ケイサツプ テウ



シシ、シト、オモ、ホウジ
ンノセンソウハンド イニカンスル、
グ タイテキリチヘシメイヲフクムニカンスルキジ ハリノツド
ケンエツトウキヨクヨリシジ アルマデ 一サイ、フケ、ニ、ナロ

5.13. 120

17

社 上 度 標



0062

部長課係

新聞記事差止事項發令ノ件

内務省警探局

内

昭和七年

各廳府縣

九月十三日

各社

發着三六號

新聞記事差止事項

邦人ノ戰身犯罪ニ関スル具体ニ於テ
(氏名ヲ含ム)ニ附スル記事ハ其ノ部度
檢閲當局ヨリ指示アル迄一切差止
新聞紙ニ掲載セザル様請下各社
示遵相成度

以上

204207

めくれず

九月四日 自由通信 (第三種郵便物認可) (三)

◎生漆層は従前通り

塗料製品類目は變更

今度の塗料問題については、商工商並びに化學工業統制會第五部會に於て慎重検討中であるが、生漆層は大體に於て従前通りとするも、製品種目は相當變更することに内定。業者側と折衝を進めてある。即ち生漆層は原料關係から從來以上の増産は難かしいと共に車需を切替へれば大體問題合ふ見通してあるが製品は現時色を拂拭し適日を單純化する一方、白・クリーム・緑等の明るく色彩に重點を置き調合ペイントは出来るだけ中止して、堅液及びボイル油を生産することになった。

又配給に差當り最も必要とされる交通機關を第一とし次に復員用、平和産業用の順位である。これらに關する業者側との折衝は東京側を既に終了し且下關西側と打合せ中である。

◎長き邊り神宮山陵に奉告の儀

長き邊りては大東亞戰爭終結に當り神宮を始め神武天皇山陵、大正天皇山陵、仁孝天皇山陵、孝明天皇山陵、明治天皇山陵ならびに官國葬社に勅使を遣はし奉告の儀とどり行はしめられる旨三日仰出された。日釋左の如し六日、神宮に奉告の儀、外宮午前八時、内宮午後一時、七日、神武天皇山陵に奉告の儀午前九時、大正天皇山陵奉告の儀午前九時八日、仁孝天皇山陵奉告の儀午前八時、孝明天皇山陵奉告の儀午前九時八日、明治天皇山陵奉告の儀午後一時半、別格官葬社靖國神社奉告の儀午前九時

0063

供	警
覽	長
	課
	長
	課
	長
	課
	長
	課

受信者	發信者
新治五等部	内務省檢閱課
號	番
者	取
本	日
本	日
本	日
本	日

受信月日時 九月廿一日午前 時 分

新 潟 縣

新潟日報社
示達係
山本

新潟記事取締三南スレ
 本月九日發令セリ先取和七年四月
 十日米軍船行機ニ依リ本土爆撃ニ関
 スル記事掲載禁止事項ヲ聯合軍ニ取
 高司令部ノ命ニ依リ左記ノ通リ
 又其旨管下各社ニ示達相成度
 聯合軍ノ東高司令部ノ指示ニ依リ
 十七年四月十一日日本本土爆撃三南スレ
 記

一、事變並一其、
 二、因、
 三、成、

一、事變並一其、
 二、因、
 三、成、

一、事變並一其、
 二、因、
 三、成、

一、事變並一其、
 二、因、
 三、成、

0065

部警 長察	供	受借者	受借者	新 潟 縣
	課長		發借者	
	課僚		受借月日時	
	係		九月十九日午前四時	
受借者	發借者	受借者	發借者	取 扱 者
		同盟の道に		

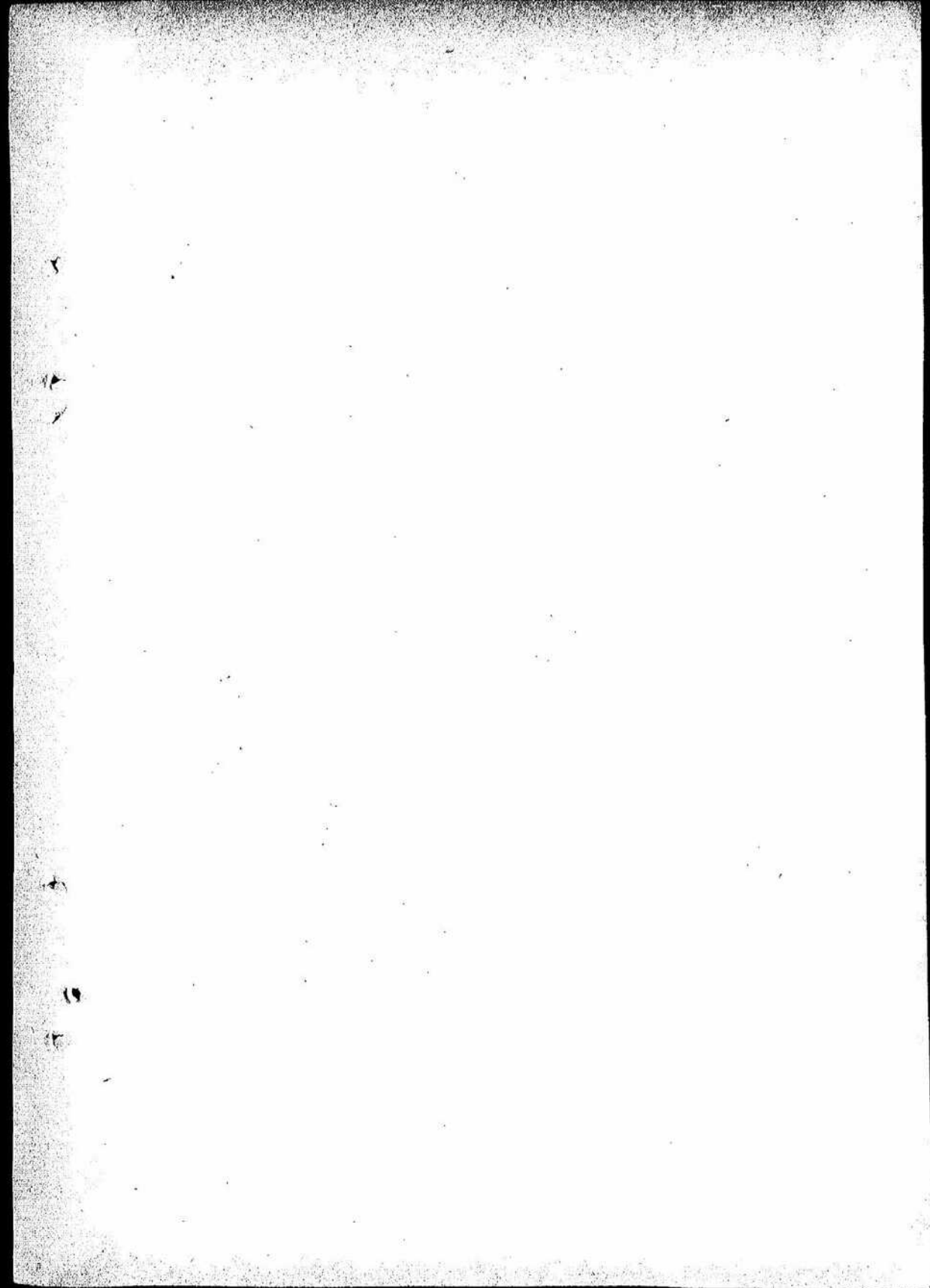
高田組長
山崎
三連
協

(十九日) 情報向
新の道に協賛禁止の項を命じて

聯合島最高司令部、後子、後、昭和十
 七年四月七日、自アナリカ軍中飛行機ニヨリ
 本土軍東部ニ同行機塔着陸、飛行
 士、報告ニヨリ、何カ、指示アリ、道
 之、ヲ、新の道、協賛、ヲ、禁止、ス

此、高田組長、山崎、三連、協、
 二、新の道に協賛禁止の項を命じて、
 一、飛行機塔着陸、飛行士、報告ニヨリ、何カ、指示アリ、道之、ヲ、新の道、協賛、ヲ、禁止、ス

めくれず



0066

部長	課長	課係	係

(昭和二十年九月二十日午前八時十分受領)

電報譯文

左記、通管下各新聞雜誌通信社電話指導相成度

記

聯合軍最高司令部、指示ニ依リ昭和十七年
 四月十八日米軍飛行機ニ依ル本土爆撃並ニ同飛行
 機搭乗ノ飛行士ノ行動ニ関シテハ何方ノ指示アル
 迄一切掲載ヲ禁マシム

十九日同益電報ヨリ電ノモト同文 新潟日報社ニ通達済

裏面白紙

0069

0067

特
殊

至
急
送
付

20



五〇三三

一〇三三

イリ一〇五 ナイム

ニイガ マタニタイサツン

ロウキヤウジ ヨウノヒロウジノロウキ
イソノロウキヨヒキソノロウキ
ロウキヤウジ ヨウノヒロウジノロウキ
イソノロウキヨヒキソノロウキ

事務内紙の横紙を折る

0069

供 覽
警察 課長 課僚
係

受信者 同 照 通 情 報 局 係
發信者 特 高 課 係
受信月日時 九月二十二日 午前 四時二十分
取 披 者 局 係

新 潟 縣

新潟日報
二系送信

十九日聯合軍最高司令部、揚子江
二條、昭和十七年四月十日米軍飛行
行機、依本島煤毒並、同飛行
機、搭載、飛行士、行、初、二、度、以
此、記事、以、河、系、揚、子、江、送、一、切、之
ヲ、新聞、紙、掲、載、セ、ル、事、ヲ、

裏面白紙

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher due to the high contrast and grain of the scan.

部長	課長	課係	係

九月二十一日午後四時三十分受領

電報譯文

新指部指示要領

左記、通管下各社ニ電話指導相成度。

左記

九月十九日附、昭和十七年四月十八日ノ米軍

飛行機ノ本土爆撃ニ関スル記事ヲ禁止事項ヲ

聯合軍最高司令部ノ指示ニ依リ左ノ通

改訂ス

左記

聯合軍最高司令部ノ指示ニ依リ昭和

十七年四月十八日ノ日本本土空襲表ニ関スル

新 瀨 忠

一切ノ事項並ニ其ノ参加飛行機及搭乗員
並ニ搭乗員ノ消息ニ関スル記事ハ何分ノ
指示マル迄一切之ヲ新聞紙ニ掲載スルコト
ヲ指示ス

警保局長

兄弟堂納

0071

三六

イリ ニ五九 ナイム レセ
ニイガ タケイサツフ、テウ

全書

230



(シト)九ツキ一八ヒツケノシヨウワ一七キン四ツキ一八ヒノヘ
イグリンヒニウキノホンドーパークケキニカンヌルキンシシニ
ウヨレキンゴウグンサイコウシレイブノシシニヨリサノトホ
リカイデイス、キ、レンニウグンサイニウシレイブイノシシ

二二二四

(紙)

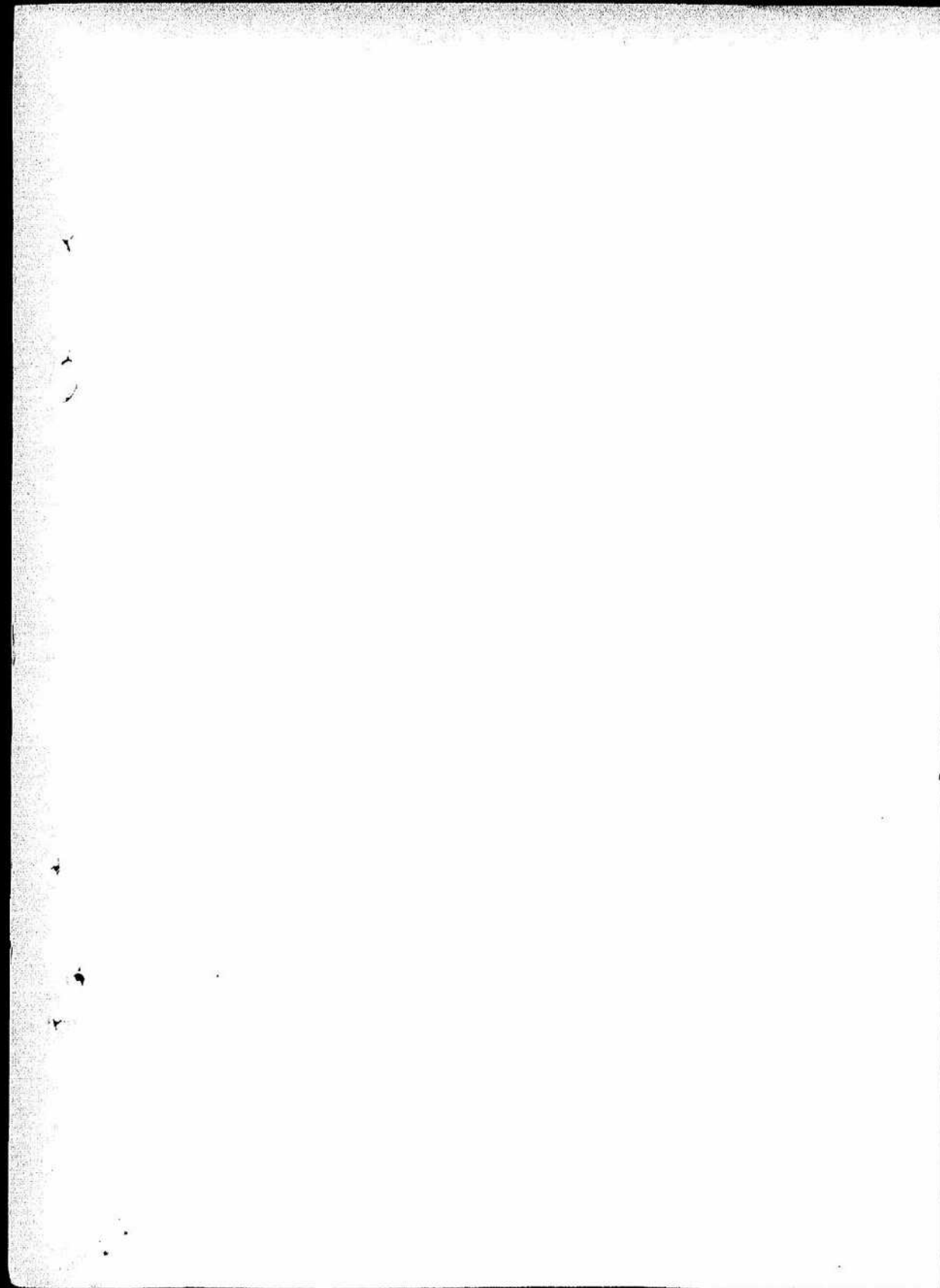
0072

トヨリシヨウワナセキニ四ツキハヒノニホンホク
ニカンスル一サイノシニウナラビニソノサ
トウシヨウインナラビニトウセウインノシヨウ
スルキシハナニブノシシアルマデ一サイコロ
シシロウイサイヌルコトヲキルナマ

三三二四

(16)

めくられず



	課長	課長	課長	課長
	課長	課長	課長	課長
	課長	課長	課長	課長
	課長	課長	課長	課長

(九月三十日午後三時五十分受領)

電報譯文

新潟日報社 三上道信

内務省警保局長

新潟縣警部局長

左記通管下重要日刊社ニ電話指導相成度

尔今陸軍將官及口同待過文官ノ進級ニ関シテ
 八ノ新聞紙ニ掲載セザル様記事編輯上可成度
 意相成度

裏面白紙



0075

報 電 0074

送電時刻表

送電

至急官報

四六
イリ 五八 ナイム エセ コー
ニイカ タケン ウサツフ テウ

381



(シト) (オモ) ジ コシクガ ンシヨウカン オヨビ トウタ
イグ ウブン コンノシン キユウニカン シチハ (フケ) ーナア

瑞慶堂主人御書

コニノムニ

瑞慶堂主人御書

成産
ヤル
新田記
手紙
上
御書

0075

新潟縣

供 覽
受 借 月 日 時
九 月 廿 一 日 午 時 十 五 分

警 察 部
長 課 長 課 僚 保

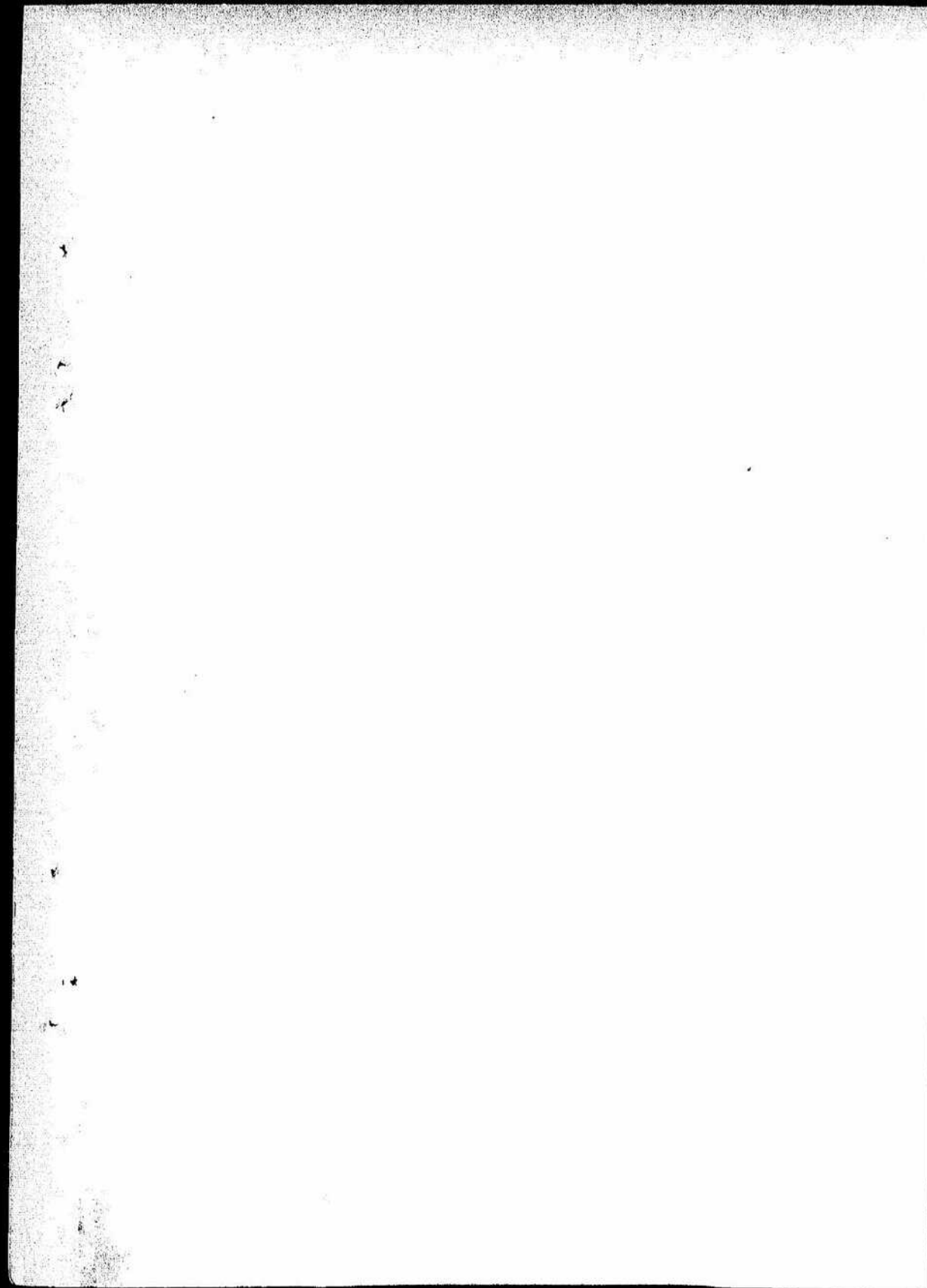
發 信 者
內務省警務課
警務部長
受 信 者
警務部長
取 扱 者
山崎 近藤

新島 示 達 格
山 島

新聞記者取締り南三件
左記通管下重要日利此・手達
相成度

陸軍省官及全待遇天官一
進取一南三件之ヲ新内然一揚載足
此際新聞記者編輯上御注意相
成度

めくれず



情終戰事供

局長	調
長	調
調	調
調	調

各地方總監
警視地方總監
各地方官
警視地方官

情報局總裁

新聞記事掲載禁止命令通達ニ関スル件

左記新聞記事掲載禁止命令ヲ貴管下各新聞、通信、雜誌發行人ニ通達相成度

記

聯合軍最高司令部、指示ニ依リ昭和十七年四月十八日米軍飛行機ニ依リ本土爆撃並ニ同飛行機搭乗ノ飛行士ノ行動ニ関スル記事ハ何分、指示アル迄一切之ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁ズ

以上



一 爲替に就ては當分之が統制を存続すること
特に今後海外よりの邦人引揚に伴ふ在外
金の本邦への流入が本邦金融に及ぼす悪影
響等を防止する爲爲替管理法の適用を逸實
ならしむること

△警察機構の改革及機能の充實

新事態の展開に鑑み此の際急遽に警察機構に
大改革を加ふると共に警察官の大増員を爲
し、一國ポツダム宣言の完全履行に邁進す
る如き動もすれば國民を威迫せる封建的暗
影を一掃して明朗化を圖り、善良なる國民
の公僕として國民に親密感を抱かしむべく
又其の機能の發揮に當りては科學的技術を
徹底的に採用し、且つ警察官の採用標準を
高めると共に其の教育訓練に付徹底的刷新
を加へざるべからず



0077

供	覽
課長	課長
課長	課長
課長	課長

愛文歌
 必信者
 立信者

九月十四日
 内務省警備局検閲課長
 新井 長



新聞記事取締 岡 久 行

新井 長
 主要記事の取締、通電諸名達相成反

日本側より能念事ニ引渡ス、入才要品、如何ニ
 付ラハ、各局発表以外一切之ヲ、新井長ニ掲載セシ
 ル件、既ニ編輯上、慎重相成反

裏面白紙

0079

報電 0078

送信通電

至急官報

イリハ○ナイム 四五 コニ
ニイカ タケンケイサツ
テウ 35



(シンシト) (オモケ) ニツホ
ンカ ワヨリレンコ ウタ
ンニ
ヒキワタスヘ キタ
ンシ ユシンノシヨマ
ンニツイテハトウキ
ヨクハツヒ 日
者イカ
者イカ
者イカ
者イカ
コ六、〇 六四

日本連合軍司令部へ引渡るる軍
需品のうち、食糧、被服、衛生
用品等は、既に引渡済み、
残りの銃器、弾薬等は、
近日中に引渡されること
と見られる。



0079

警報社
苗島
達林

部長	課長	課員	係

供覽

受信者	發信者	受信月日時	時分
	同盟通信局	九月廿四日	午後
號	番		
者	取		

新潟縣

左記ノ通、以報局ヨリ各社各報ニ
部長、此迄迄方有主アリ

記事掲載禁止ノ状アリ

日本通、聯合軍團へ引渡及、軍事
要旨、如左ニ付、各社各報ニ、
之ヲ、新、以、掲載、セ、
上、本、局、相、成、ス

Handwritten notes in Japanese, possibly a transcription or summary of the typed text.

Additional handwritten notes, including what appears to be a name 'T. B. ...' and other illegible characters.

Handwritten text, possibly a signature or reference code.

008
Handwritten number and characters at the top of the page.

新潟縣 (Niigata Prefecture)

供	警
覽	長
	課
	僚
	係

受信者	情報局 (同通)
送信者	特高課
受信月日時	九月二十七日午後二時四十分
受信者	湯野
送信者	湯野

新当り報未達
 一、天皇陛下ノマッカーサー司令部
 御訪問ニ関シ本日(二十七日)宮内省
 及マッカーサー司令部ヨリ夫々表
 アリタル報ナルカ右表及記事
 資料以外ハ一切新聞紙ニ掲載セ
 りルハ記事編輯上御注意相成度
 同並口印共ニ
 件ニ関スル詳細ハ
 表ノ入意ナシ

裏面白紙

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to be organized into several columns.

0081

部長	課長	係長	係

電報譯文（昭和二十一年九月二十日）

受信者 新潟縣警察部長

新聞記事取締二関係件

左記ノ通ニ要日刊社ニ通相成度

記

天皇陛下 マツカサリ司令部 御訪問ニ関係本日は
宮内省マツカサリ表並ニ記事資料 及び マツカサリ司令部

マツカサリ表夫々アタルが右以外之ヲ新聞紙ニ掲載也
其ノ録記事編輯上御注意相成度

裏面白紙

電 0082

NO. 1

イリマ イムセコ

ハイガ スイッチ

至急 停報



シムジキモジキナセレヤクパナローンナイト
マリアナキアソトヤメマセンウ
MONTAGUE (P. 100) MONTAGUE
255 255 255 255 255 255 255 255

1/2

めくれず

裏面白紙

供	覽	任主
長	課長	課係
長	課長	課係

電報譯文

(昭和三年九月廿七日)

祭信者

内務省警保局核閱課長

受信者

新潟縣警察部 長

新聞記事掲載禁止事項解除ニ関スル件

本月十九日附発命令セラレタル昭十七年四月十八日ノ
米軍飛行機ニ依ル本上爆薬ニ関スル記事掲載禁止

事項ハ聯合軍最高司令部ノ指示ニ依ル今解除
セラル此ノ旨管下各社ニ通達相成度ニ

新潟日報社 通達

山崎

裏面白紙

0086

0084

イリ
一六五
アイム
一九
コホ

ニイガ
タケンケ
サツマ
テウ

379

山種名

シンプ
ンヤン
ケイサイマンジ
コウカイン
ヨニカンズルケン
ホソツマ
一八九ツケハツ
レイセウ
レタルセウ
フ
一七
ネン
ツマ
一八
ヒ
ノベ
イダ
ン
コ
ウ
ヤ
ニ
ヨ
ル
ホ
ン
ド
ハ
タ
ダ
キ
ニ
カ
ン
ス
ル
ヤ
ン
ケイサイマンジ
コウハレン
コ
ウ
ン
サイ
コ
ウ
ン
レイ
フ
ノ
ン
ジ

山種名
ニイガ
タケンケ
サツマ
テウ

0086

山種名古

0085

ニヨリジ コンカイジ ヨセラルコノムネカンカ カクンヤニソウダツア
イナリマシ

カクンヤニソウダツア
ヨセラルコノムネカンカ
コンカイジ
ニヨリジ

0086

部警	供
長察	覽
課長	
課僚	
係	

受借者 警務部長
 受借月日時 九月十九日午前
 受借時間 二時一分
 受借者 近藤 山崎

山形県 警察 警務部長 近藤 山崎
 新聞記事 警務部長 近藤 山崎
 宮城県 下巻生也 政務官 近藤 山崎
 取手件 三巻生也 政務官 近藤 山崎
 下巻生也 三巻生也 政務官 近藤 山崎
 以下説明
 宮城県 刈田郡 大崎 法村 若野 倉屋 倉屋
 刈田郡 法村 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野
 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野 菅野

めくられず

0087 情終戰事第四號

昭和三十七年九月二十日

各	部	昭
地	長	三
	課	十
	係	九
	係	日

警視總監 官監監 殿殿殿

情報局 總裁

新報各地

新聞記事掲載禁止事項改訂ニ関スル件

本月十九日附發令セラレタル昭和十七年四月十八日米軍飛行機ニ依ル本土爆撃ニ関スル記事掲載禁止事項ヲ聯合軍最高司令部ノ指示ニ依リ左記ノ通改訂ス此旨管下各社ニ通達相成度

記 聯合軍最高司令部ノ指示ニ依リ昭和十七年四月十八日日本本土空襲ニ関スル一切ノ事項茲ニ其ノ參加飛



0088
機及搭乗員名竝ニ搭乗員ノ消息ニ関スル記
事ハ何分ノ指示アル迄一切之ヲ新聞紙ニ掲載
スルコトヲ禁ズ

以上

大衆のため一肌抜く
政治運動に乗出す
八重樫勤勞課長の辯

工場版 第三二六八號 本日二頁 昭和二十年九月十五日 (土曜日)

天目

産業再編成
給與形態

請賃制から定備へ！
月給制も再燃した
新角度から再検討さるる

産報は僱傭へ！
勤勞更生團に新生する
退職金捻出で解散出来

話

大衆のため一肌抜く
政治運動に乗出す
八重樫勤勞課長の辯

産業再編成
給與形態

請賃制から定備へ！
月給制も再燃する
新角度から再検討さるる

軍需産業の轉換、産業の再編成の進捗に伴ひ、工場事業場に於ける給與形態にも再検討が加へられんとしてゐる。一部に於てはかかる新事態こそ勤勞者の生活を保證するたため、請賃制から定備へ、更に月

給制を採用すべきである。再燃して居る多分に社會政策の意圖が盛られたることも事實である。たゞ問題が最低生活費をどう決定するかにある。力の再生産を云ふ。面的に生産を望み、究めるべき

第 種 日 書

檢 閱

第 一 一 五 號

起 昭 和 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

發 和 昭 三 十 年 十 月 二 日

知 事

警 察 部 長

特 高 課 長

課 員

安 示

年 月 日

警 察 部 長

新 潟 警 察 署 長 宛

內務省差止及記事編輯上注意事項
解除件

標記件ニ関シ左記ノ通管下新潟日报社ニ通相達

新 潟 警 察 署

せらるゝ

今般 ^解 合軍・最高司令部ノ指示ニ依リ従テ刑
内務省及ヒ情報局ヨリ察令中ノ内務省差止

及ヒ記事編輯上注意事項ハ尔今全部之ヲ
解除セラル

1/14

解

特 0090

五〇二四

イリ 一五四 サイム 六六 コ十

ニイガ タケンタイサツマ テウ

至急

サイムシヨウサシメオヨビ キンノシムウシ ヨウチウイシ
 コサカモツ ヨノケンコソバシノウツ シナイコウシレイマ
 ノシシ ニヨリシ ユウゼン ナイムシヨウサシメオヨビ シ ヨウホウキ
 ヨクヨリハツレイチウノナイムシヨウサシメオヨビ キンノシムウシ
 シ ヨウチウイシ コウハジ コソバシノウツ コサカイ
 タルニツキコノムネカンカン タツカクシヤヒツウタツマイ
 一ナロ



電報 0091

CC 三四

イリビ一九四 ナイム 六六 コヤ

ニイカ マタンタイサツフ デウ

322



報

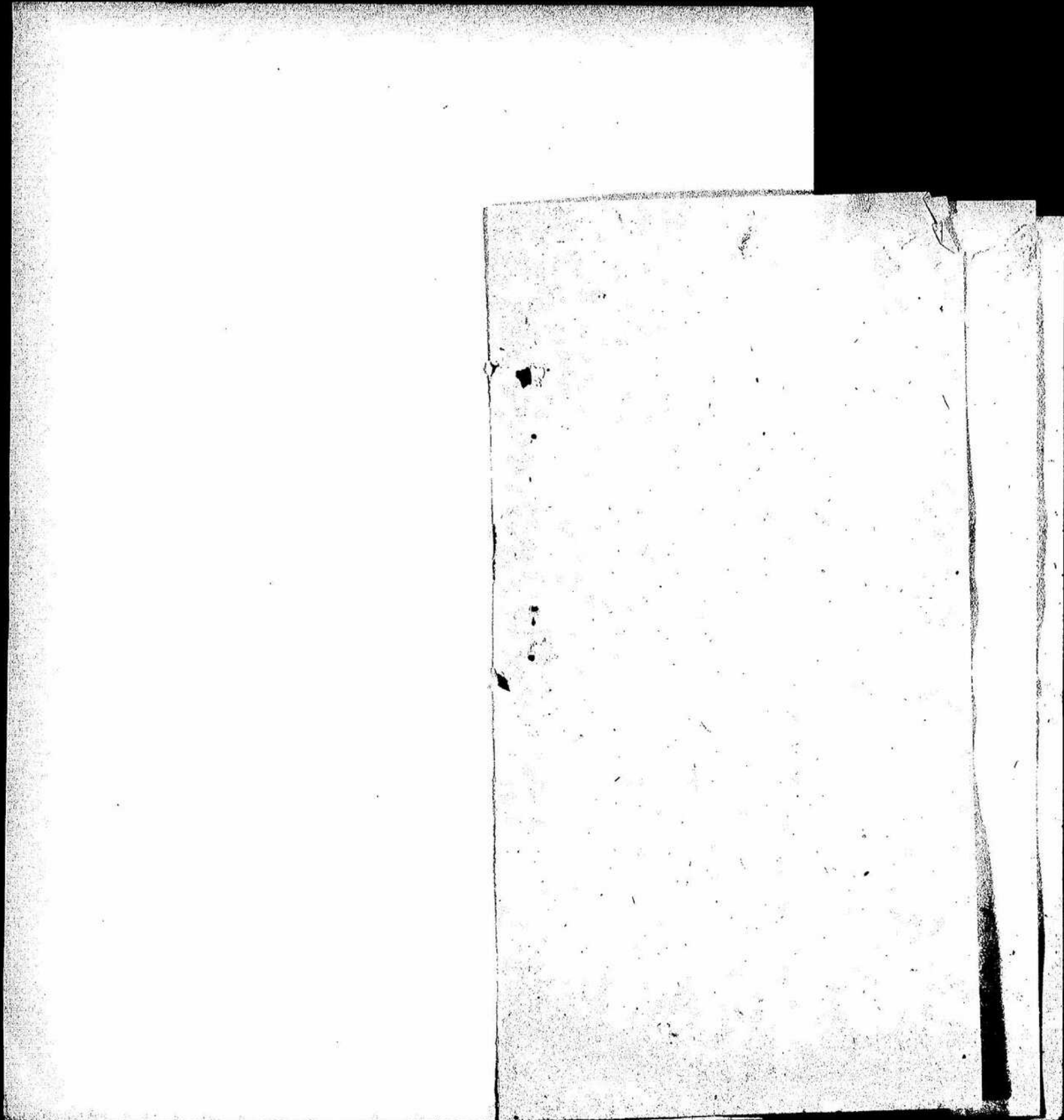
ナイムシヨウサシメオヨビ キン ノンシトウジ ヲウチウイシ
コウカイツ ヲノヤメコソノンビコウツクサアコウ
フノシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシ
ヤカヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシヨウシ

63 2210

ヘンシュウザ ヨウチユウイジ コウハン コンセンプ コレヲカ
イン ヨンタルニツキコノムネカンカシ タツカクンヤニソウタツア
イナリタンシエ

9.49.29

裏面白紙



0093

めくれず

裏面白紙

新潟縣

供覧

部長
課長
課長
係

受信月日時

十月

日

午前

午後

時

分

発信者

同盟通信社
新潟支店

取扱者

上記通達係有之右通知又

新報支店
通達係

内務省差止並ニ記事編輯注意ノ取
 解除ニ付
 取寄書取寄同念部指不誤リ内務省差
 上及記事編輯注意ノ取全部解除
 解除セラル
 右管下各社通達係有之